

独立行政法人平和祈念事業特別基金  
第1期中期目標期間 業務実績評価書

- 全体の評価表
- 項目別評価総括表
- 項目別評価調書

# 全体的評価表

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の中期目標期間実績に関する全体的評価表

I 業務の実績に関する項目別評価総括	
<p>1 業務の効率化(人事に係るマネジメント等)</p>	<p>① 業務経費全般の削減状況について検証するとともに、更なる業務経費の節減に努めるとの目標に対し、平成19事業年度の経費総額は、平成14事業年度経費総額に対して約40.0%削減したものとなっている。これは中期目標期間最終事業年度の経費総額の割合を85%以下とするの目標を大幅に達成している。削減の主な要因は、新宿住友ビルからの事務室の移転による削減努力などのほか、書状等贈呈事業の申請受付の終了に伴う経費削減であり、今後とも経費削減について引き続き努力が必要である。</p> <p>また、人件費については、平成17事業年度に対し今期最終事業年度である19事業年度までに2%以上削減する目標に対し、1.6%の減(人勧分除く)と約8割の達成にとどまっており、また、対国家公務員ラスパイレス指数(年齢を勘案したもの)は115.8となっている。法人の事務所が東京都区部のみに所在すること(地域及び学歴も勘案した指数は99.5)、恩給行政等の経験を積んだ国の職員の出向を中心とする18人と少ない職員構成にあって、欠員や職員の個別事情に応じた各種手当額等の増減等の一時的な事情により人件費が大きく変動すること(仮に17年度に欠員が生じていなかった場合は、17年度の人件費が199百万円となり、19年度の対17年度比では2.7%減(人事院勧告分を除く)となる)、といった事情は認められるが、これらが適正な給与水準かどうか更に検証し、今後、平成18年度事業から5年間で5%以上削減するという計画目標を達成するとともに、給与水準を適正化するため、国からの出向者の法人独自採用者への転換を進めるなど、なお一層努力すべきである。</p> <p>② 法人の事業のうち、事業内容の企画立案、贈呈者認定のための審査、展示資料館の運営など中核的な業務については法人自らが実施してコア・コンピタンスの蓄積を図るとともに、事業の周知・広報、慰労品の製造・発送、資料館以外の場所での展示や平和祈念フォーラム、ビデオコンクールの実施、海外での資料調査など、民間の専門的な知識・経験を活用することができる業務については積極的に外部委託し、両者が相まって事業の効率的・効果的推進を図ることができた。</p> <p>③ 人員・業務分担については、業務に応じて適宜適切に対応するための人員配置を行っている。これらの人員配置は、組織のフラット化・スタッフ制といった改組の成果によるもので、マンパワーが必要とされる業務に対し、臨機応変かつ確実にマンパワーを確保・供給するために適切な措置であり、少人数体制の下でマンパワーを効果的に活用することで業務運営をより効率的かつ弾力的に遂行したものと認められ、業務量の増加や多様化のなかでも、限られた人員をもって柔軟かつ適確に業務を行っていると認められる。</p>
<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上(事業の実施等)</p>	<p>1 資料の収集、保管、展示</p>

### (1) 収集

関係者の高齢化や戦後60年以上経過していること等により年々資料等の収集が困難になりつつある環境の中においても、法人では国内のみならず海外においても幅広く資料を収集するための措置を講じており十分評価できる。

### (2) 保管

保管場所については、寄贈資料等の増加により手狭となっていることもあり、資料ごとのカルテを作成の上体系的な保管と収納スペースの確保や出し入れの利便性の向上を図っていること、資料の特性等により定温・定湿倉庫に収納したり、必要に応じ燻蒸処理や脱酸性化処理を行うなど、劣化防止のための積極的な取り組みを行っていること、及び関係資料等の電子データ化を着実に進捗していることは評価できる。

### (3) 展示

① 法人では、関係者の労苦を国民に理解してもらうため、資料館を集客効果の見込める場所に移転するなど資料の展示について諸措置を講じており、地方展示会の入場者が目標を下回るとともに、展示資料館も若干目標を下回ったものの、特別企画展、平和祈念展における中期目標の入場者数を超えたことは、大いに評価できる。平和祈念展示資料館については、中期目標期間中の「入館者数20万人以上とする。」との目標に対し、予期していなかった事務所・資料館の移転に伴う9月～10月の2か月間、資料館を臨時休館したことにより、入場者数198,814人となり、目標を若干下回っていることは残念である。

しかし、移転後5か月間(平成19年11月～平成20年3月)の入館者数は18,834人と、前年同期比で2,517人(15.4%)の増加となっており、これは、これまでの事務フロアからより集客効果の見込めるレストラン街に移転した効果が現れ始めたことによるものと、特別企画展の開催を平成19年2月19日～3月16日に開催したことによるものと思われ、今後の推移を注視したい。

② 特別企画展については、中期目標期間中の「各回の入館者数を3,000人以上とする。」との目標に対し、9回の特別企画展を開催し8回で目標を超えて達成している。また、松坂屋銀座店で開催している平和祈念展は中期目標期間中の「各回の入館者数を1万人以上とする。」との目標に対し、各年度とも目標を達成しており大いに評価できる。

なお、地方展示会においては、中期目標期間中の「入場者数を10万人以上とする。」との目標に対し、入場者の延べ人数は約75,540人と目標の76%であった。

③ 平和祈念展示資料館の入館者等アンケートについては、8割以上の者からの満足を得ることができた。また、アンケート結果により、平和祈念展示資料館の展示内容について、①説明文字を大きく ②資料のレプリカなどに実際に触れられることのできる体験コーナーを設置などを行っており評価できる。

- ① 関係団体に対する調査の委託については、年々関係者の高齢化が進展しており、関係者の手記による労苦の採録が困難になりつつある中、今期採録件数が772件を確保している点は評価できる。  
また、手記以外の採録方法として、聞き取りによる調査を行っているが、これは、年月の経過により風化し、本人の記憶も薄れていく中で関係者の労苦の幅広い実情把握にとって意義が深いと認められる。  
今後は、これまで蓄積した情報についてさらなる活用を図ることが期待される。
- ② 旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等における資料の探索及び収集については、専門家による「外国資料収集等委員会」の検討を踏まえ、資料の探索し、必要な資料を入手しており評価できる。

### 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等

#### (1) 記録の作成・頒布

- ① 総合データベースの構築については、中期目標期間中に2万件以上の登録を行うとの目標に対し、17,879件の登録で目標を下回ったものの、調査研究の成果の電子データ化は完了しており、今後は、ホームページにリンクさせることを検討しており、外部から閲覧できるようにするための基礎資料となっている。
- ② ホームページによる提供については、総合データベースシステムを外部から閲覧できるようにするとの目標に対し、著作権者から承諾を得た『戦後強制抑留史』の資料編等の一部が閲覧できるようになっている。
- ③ 調査研究の成果については、手記又は聞き取り調査での労苦を「平和の礎」等の出版物を刊行するほか、ビデオを編集するなどしている。
- ④ 出版物の活用等の積極的活用については、刊行した「平和の礎」を全国主要図書館等に配付したほか、法人主催の講演会・展示会等で配付している。また、平和祈念展示資料館での閲覧に供し、希望者には配付している。  
また、啓発用ビデオについても、全国主要図書館等に配付しているほか全国の中学校に送付し、展示資料館内のビデオシアターで定期的に上映している。  
以上のように、記録を着実に作成し、活用していることは大いに評価できる。

#### (2) 講演会等

- ① 講演会等の開催は、平均5回以上という目標を下回る平均3.8回となっている。
- ② 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を年平均15回以上開催するとの目標に対し、開催回数は平均年20.4回で、開催に当たって「地方展示会との連携を図る」との目標に対しても、開催総数92回中展示会との同時開催は52回(57%)となっている。

③ 校内放送番組制作コンクールの実施については、若い世代が労苦理解の一層の促進を図るとともに一般国民の関心の喚起を図るとの目標に対し、校内放送番組制作コンクールの回数を重ねるたびに参加校が増えたことに加え、地域が拡大したこと、また、18年度以降コンクールの入賞作品及び表彰式の模様などがCSのテレビ局(日経CNBC)で放送されたことは評価できる。

④ 語り部については、「語り部」を25人育成し、平日の団体入場者の対応に当たる「総合語り部」やゴールデンウィークや夏休み期間中に対応する「個別語り部」を平和祈念展示資料館に延べ241人を配置し、教育現場に延べ54人の「個別語り部」を派遣していることは評価できる。

#### 4 書状等の贈呈事業

恩給欠格者、戦後強制抑留中死亡者の遺族及び引揚者に対する書状等の贈呈事業は、戦後60年余りを過ぎ、関係者の高齢化も進み確認作業に困難性が増している中、4万件以上の贈呈を行っており、評価できる。

また、法人においては、期間内の処理件数、進捗状況の把握のため、認定状況、認定困難案件状況などの進捗を管理する進捗状況管理システムを活用し、処理件数等の実績把握を行うことにより、効率のよい進捗管理が行われ、また、公的期間調査や本人調査でも軍歴が判明しない、いわゆる認定困難案件については、恩給欠格者軍歴等評価委員会において認定困難案件の処理について審議を行い、その処理方針を決定して処理促進を図っていることは評価できる。

#### 5 特別記念事業等

特別記念事業については、受付開始当初、問合せの電話が繋がらない、認定が遅い、等の苦情が多く寄せられたことから、このような状況を踏まえ、処理体制を拡充するとともに、新聞広告を始めとする周知活動も充実したことは評価できる。また、特別慰労品の贈呈の際に併せてお送りしている内閣総理大臣名の交付状を改善したことや、可能な限り多くの対象者に周知するため、書状等贈呈事業(旧事業)の贈呈者に本事業に関するお知らせを20年度早々から発送できるよう、お知らせの送付対象者リストの作成や送付書類の内容の検討など所要の準備を進めてきたことも評価できる。

また、未請求者への周知については、新聞(全国紙・ブロック紙・地方紙)広報を年10回実施するとともに、テレビ、ラジオによる広報も行い、今期は市区町村に対しても積極的に掲載依頼を実施するとともに、関連する各種会議、展示会、フォーラム等を通じた周知と広報及び全国の老人関連団体等を通じた幅広い広報等を実施している点も評価できる。

#### 6 その他の重点事項

	<p>① 関係者の労苦に対する国民の理解の促進や事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施するとの目標に対し、この中期目標期間中において、新聞・交通広告、地方自治体等の広報紙(誌)等各種媒体を用いて広範かつ積極的な広報を展開している。これらの広報活動の結果、この中期計画期間中の入場者数の目標を上回った事業は特別企画展及び平和祈念展、目標を下回った事業は平和祈念展示資料館及び地方展示会となっている。</p> <p>② ホームページの内容を充実させアクセス件数を各事業年度30万件以上とするとの目標に対し、この中期計画期間中の年度平均70万件超であり、目標を大幅に上回っている。</p> <p>③ 地方公共団体との連携強化については、毎年、法人の事業についての理解を深めてもらうとともに、実務担当者同士の意見交換と業務に関する知識の向上を目的として都道府県実務担当者会議を開催しており、緊密な連携を確保している。</p>
3	<p>財務内容の改善</p> <p>運用資金の安全かつ適切な運用を行うとの目標に対し、金利の動向を見極めつつ、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、毎年度事業に必要な運用収入を確保している。また、運用資金の管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。更に、監査法人の監査報告書においても、財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示し、利益処分案も法令に適合して処理されている。なお、利益剰余金については、第1期中期計画期間終了時において、積立金の処分について整理し、国庫納付に適さない入居ビルの敷金等以外の積立金については平成20年度に全額国庫納付しており、適切に処理されている。</p>
4	<p>その他</p> <p>① 研修を通じた職員の能力開発の推進と意識の向上については、費用対効果を考慮しつつ、外部研修に職員を積極的に派遣して一層の研修の充実を図っている。</p> <p>② 環境への配慮については、国が策定した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進している。更に、「環境方針」に基づき役職員の日常的な節電、ペーパーレス化への取り組み、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取り組みを常に心がけており、これらの効果も挙げられていると認められる。</p> <p>③ 危機管理体制については、防火防災訓練を実施し、自衛消防隊の活動について実効性の向上を図るとともに、防火研修会に参加するなど職員の災害に対応する意識の向上をも図っている。</p>

④ メンタルヘルス等については、相談窓口の開設、指針の周知など、問題発生を未然に防ぐための管理体制を整備していることから評価できる。

## II 中期計画全体の評価(項目別評価を踏まえた中期計画全体の達成状況)

関係者の労苦についてその理解を深め、後世に継承する事業である資料の収集、展示館の充実(リニューアルを実施)や集客効果の見込める場所への移転、特別企画展、地方展、フォーラム、高校生平和祈念ビデオ制作コンクール、戦争体験の労苦を語り継ぐ集いなどを実施し成果を上げている。書状等贈呈事業については、受付は終了しているものの、未処理分の着実な処理を進めることが必要である。新規事業である特別記念事業については、事業当初には処理体制の不備もあったが、処理体制を充実したこと、更には、書状等贈呈事業(旧事業)の贈呈者に本事業に関するお知らせを発送できるよう準備を行うなど事業の改善を図ってきたことも評価できる。なお、本事業の申請期間が2年間であることを踏まえ、今後とも関係機関と緊密な連絡を図り、関係者への周知を図り、着実に実施されることを期待したい。

このほか、ホームページの内容を充実させ情報発信に努め、特別記念事業の開始に当たり、申請書をダウンロードできるようにするなど利用者の利便性を向上させたり、組織をフラット化・スタッフ制にして業務量の増加の中でも効率的かつ弾力的に業務を運営したことは評価できる。

なお、経費総額については、目標を上回る削減を行っているが、人件費については、目標を達成していないことから、今後一層の努力が必要である。

以上のことから項目別評価を総合すると「目標を十分達成した」と認められる。

## III 組織、業務運営等の改善、その他

今期の組織、業務運営等については、多様な事業を少人数で効率的に実施しており、十分満足のいくものと認められるが、今後とも外部委託等の活用、組織の弾力的運用等により、効率的な業務運営に努めていくことを期待する。

また、書状等贈呈事業の受付終了に伴って提出されてきた相当数の請求については、その着実な処理を求めたい。

更に、戦後60年余を経過した今日、関係者の労苦が時日の経過とともに風化していくことを防ぎ、後世の国民に語り継ぐことがますます求められており、法人は労苦継承事業の一層の充実に努めるべきである。



最後に、法人における随意契約も含む入札・契約事務の実施状況について評価した結果は、以下のとおりである。

○独法における入札・契約事務のチェックのプロセスは妥当か

⇒ 入札・契約事務の実施に当たっては、事業実施を担当する事業部と、会計等を担当する総務部との間で協議し、契約の方法や内容等が平和祈念事業特別基金会計規程等に照らして適切かどうかという観点からチェックした上で理事長が最終的に判断していることから、内部牽制機能が働いているものと認められる。また、監事に対しては、監事監査において、平成19年度における契約一覧(少額随意契約を除く。)を提出し、説明を行っている(契約一覧については、第17回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会(平成20年6月26日)においても提出されている。)

平成20年度からは、上記に加え、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)の趣旨も踏まえ、毎月の監事を含む役員会において契約一覧(少額随意契約を除く。)を提出し、報告・説明を行うこととした。

引き続き、以上の措置を適切に実施していくことが望まれる。

○各独法が策定(平成19年12月)した「随意契約見直し計画」に照らして、

- ① 個々の入札・契約が適切に一般競争入札等に移行しているか
- ② 随意契約の公表の基準に沿って適切に契約内容の公表が行われているか
- ③ その他見直し計画の達成に向けた具体的な取組等が進展しているか

⇒ 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針(平成19年8月10日閣議決定)」を踏まえて平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、同見直し計画に計上した全ての契約について、平成19年度から、一般競争入札又は企画競争に移行している。また、計画の実施状況については、平成19年12月から、法人のホームページにおいて開示している。

引き続き、以上の措置を適切に実施していくことが望まれる。

○契約が一般競争入札等による場合でも、特に企画競争、公募を行う場合に、真に競争性、透明性が確保される方法によって実施されているか、という視点も含めてチェックが行われているか。

⇒ 競争参加資格については国の行政機関に準じたものを採用するとともに、法人の調達情報については、ホームページ及び庁舎内掲示により開示している。企画競争を実施する場合は、審査基準を定め、当該基準に基づき審査を行っており、調達内容によっては外部の有識者を含めた審査会を開催するなど、競争性、透明性ある事務処理を行っていると認められる。

引き続き、以上の措置を適切に実施していくことが望まれる。

## 項目別評価総括表

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の中期目標期間実績に関する項目別評価総括表

評価項目	評 価	
	評価 (AA~D)	理 由
業務の効率化		
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		
1 業務経費の削減	A	<p>業務経費全般の削減状況について検証するとともに、更なる業務経費の節減に努めるとの目標に対し、平成19事業年度の経費総額は、平成14事業年度経費総額に対して約40.0%削減したもとなっている。これは中期目標期間最終事業年度の経費総額の割合を85%以下とするとの目標を大幅に達成している。削減の主な要因は、新宿住友ビルからの事務室の移転による削減努力などのほか、書状等贈呈事業の申請受付の終了に伴う経費削減であり、今後とも経費削減について引き続き努力が必要である。</p> <p>また、人件費については、平成17事業年度に対し今期最終事業年度である19事業年度までに2%以上削減する目標に対し、1.6%の減(人勧分除く)となっているが、恩給行政等の経験を積んだ国の職員の出向を中心とする18人と少ない職員構成にあって、欠員や職員の個別事情に応じた各種手当て額の増減等の一時的な事情により人件費が大きく変動する状況にあり、仮に17年度に欠員が生じていなかった場合は、17年度の人件費が199百万円となって、19年度の対17年度比では2.7%減(人事院勧告分を除く)となっている。。また、対国家公務員ラスパイレス指数(年齢を勘案したもの)は115.8となっているが、これは主として法人の事務所が東京都区部のみに所在することによるものと考えられ、地域等も勘案した指数は99.5と、初めて100を割り込んでいる。</p> <p>以上の状況を総合的に勘案すれば、19年度事業評価としては、全体として「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>なお、人件費については、引き続き適正な給与水準かどうか検証し、今後、平成18事業年度から5年間で5%以上削減するという計画目標を達成するとともに、給与水準をより適正化するため、国からの出向者の法人独自採用者への転換を進めるなど、なお一層努力すべきである。</p> <p>これらのことから、「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>「必要性」 業務経費の削減について、中期目標・中期計画を策定し、総額を管理することは、必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 業務経費の総額を管理し、削減していくことは、業務の効率的な運営に資する施策と認められる。</p> <p>「有効性」 業務経費の総額を中期目標・中期計画で管理することにより、経費削減には有効な施策と認められる。</p>

2 外部委託の推進	A	<p>法人の事業のうち、事業内容の企画立案、贈呈者認定のための審査、展示資料館の運営など中核的な業務については法人自らが実施してコア・コンピタンスの蓄積を図るとともに、事業の周知・広報、慰労品の製造・発送、資料館以外の場所での展示や平和祈念フォーラム、ビデオコンクールの実施、海外での資料調査など、民間の専門的な知識・経験を活用することができる業務については積極的に外部委託し、両者が相まって事業の効率的・効果的推進を図ることができた。これらのことから、法人は、「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>法人における随意契約も含む入札・契約事務の実施状況について評価した結果は、以下のとおりである。</p> <p>○ 独法における入札・契約事務のチェックのプロセスは妥当か</p> <p>⇒ 入札・契約事務の実施に当たっては、事業実施を担当する事業部と、会計等を担当する総務部との間で協議し、契約の方法や内容等が平和祈念事業特別基金会計規程等に照らして適切かどうかという観点からチェックした上で理事長が最終的に判断していることから、内部牽制機能が働いているものと認められる。また、監事に対しては、監事監査において、平成19年度における契約一覧(少額随意契約を除く。)を提出し、説明を行っている(契約一覧については、第17回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会(平成20年6月26日)においても提出されている。)</p> <p>平成20年度からは、上記に加え、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)の趣旨も踏まえ、毎月の監事を含む役員会において契約一覧(少額随意契約を除く。)を提出し、報告・説明を行うこととした。</p> <p>引き続き、以上の措置を適切に実施していくことが望まれる。</p> <p>○ 各独法が策定(平成19年12月)した「随意契約見直し計画」に照らして、</p> <p>① 個々の入札・契約が適切に一般競争入札等に移行しているか</p> <p>② 随意契約の公表の基準に沿って適切に契約内容の公表が行われているか</p> <p>③ その他見直し計画の達成に向けた具体的な取組等が進展しているか</p> <p>⇒ 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針(平成19年8月10日閣議決定)」を踏まえて平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、同見直し計画に計上した全ての契約について、平成19年度から、一般競争入札又は企画競争に移行している。また、計画の実施状況については、平成19年12月から、法人のホームページにおいて開示している。</p> <p>引き続き、以上の措置を適切に実施していくことが望まれる。</p>
-----------	---	---

○ 契約が一般競争入札等による場合でも、特に企画競争、公募を行う場合に、真に競争性、透明性が確保される方法によって実施されているか、という視点も含めてチェックが行われているか。

⇒ 競争参加資格については国の行政機関に準じたものを採用するとともに、法人の調達情報については、ホームページ及び庁舎内掲示により開示している。企画競争を実施する場合は、審査基準を定め、当該基準に基づき審査を行っており、調達内容によっては外部の有識者を含めた審査会を開催するなど、競争性、透明性ある事務処理を行っていると認められる。

引き続き、以上の措置を適切に実施していくことが望まれる。

「必要性」

少人数の法人が外部委託により他者の有する資源を活用していくことは、効率的な業務運営にとって必要な施策と認められる。

「効率性」

専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を必要の都度外部に委託することは、その経費のほか、質や仕上りの良さを含め、業務運営の効率化に資するものである。

「有効性」

法人自らが実施した場合と比較して、その経費や当該業務実施に要する時間、人的資源の軽減を図ることができる業務を外部に委託することは、質や仕上りの良さを含め、業務運営の効率化に有効な施策と認められる。

### 3 組織運営の効率化

A

業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行うとの目標に対し、法人では、業務に応じて適宜適切に対応するための人員配置を行っている。これらの人員配置は、組織のフラット化・スタッフ制といった改組の成果によるもので、マンパワーが必要とされる業務に対し、臨機応変かつ確実にマンパワーを確保・供給するために適切な措置であり、少人数体制の下でマンパワーを効果的に活用することで業務運営をより効率的かつ弾力的に遂行したものと認められ、業務量の増加や多様化のなかでも、限られた人員をもって柔軟かつ適確に業務を行っていることから、「目標を十分達成」したと認められる。

「必要性」

業務内容に応じた追加・機動的な人員配置は、十分なマンパワーが必要とされる業務に対し適切にマンパワーを確保・供給するための措置として必要な取組みである。

「効率性」

業務内容に応じた追加・機動的な人員配置は、少人数体制の下で最大限のマンパワーを効果的に活用することで、業務運営を効率的に遂行できる。

「有効性」

業務を限られた期間内に処理するために、内容に応じた追加・機動的な人員配置は、限られた人数で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、有効である。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		
	1 資料の収集、保管及び展示 (1) 資料の収集	A	<p>関係者の高齢化や戦後60年以上経過していること等により年々資料等の収集が困難になりつつある環境の中においても、法人では国内のみならず海外においても以下のおり幅広く資料を収集するための措置を講じており、「目標を十分に達成」と判断できる。</p> <p>① 国内における関係資料の収集 資料の収集については、各事業年度において平均500件以上収集するとの目標に対し、関係団体への要請、資料館入館者等への個別の働きかけ等、これまで法人が継続して実施している措置が有効に機能したことにより、計画期間中に収集された関係資料は合計3,455件となり、目標(2,250件)を54%と大幅に上回り、「目標を大幅に上回って達成」と認められる。 また、法人は、関係資料の寄託から寄贈への切替えの促進を図り、その地道な取り組みにより、計画期間中において、297件の資料を寄贈へ切替えることができたことは、資料の適切な管理・保存、歴史継承という観点からみて評価できる。</p> <p>② 外国政府等の関係資料の収集 在カザフスタン日本国大使館に人脈を持つ法人理事長自ら同国等を訪問し、同大使館を通じるなどして、公文書館等の関係機関に働きかけを行った結果、これまでカザフスタン共和国においては、戦後強制抑留関係資料は存在しないとされていたが、抑留者を管理した組織における資料や戦後強制抑留の詳細な状況等を示す資料など貴重な資料を新たに発見することができ、これまで調査に着手できていなかった中央アジア諸国における戦後強制抑留の実態解明につながるものとして大いに評価できる。特に国家の重要文書を外国人が調査する場合には数々の手続上の制約があるなど、膨大な時間と大変な労力が必要とされている旧社会主義国であるカザフスタン共和国において、戦後強制抑留に関する資料を新たに発見するとともに、重要な文書を手したことは極めて大きな成果といえる。</p> <p>「必要性」 資料収集業務は、関係者に対し慰藉の念を示すため、現存する資料を幅広く収集し後世に伝えていくための重要な業務であり、関係者の高齢化に伴い関係資料が散逸していくことが危惧される状況の中、特に実施する必要性の高い業務である。</p> <p>「効率性」 関係団体への依頼や資料館・地方展示会等を活用した資料収集を行っており、これらの措置は低コストで収集点数増に寄与していると認められる。</p> <p>「有効性」 法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成するために有効な手法である。 さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。</p>

(2) 資料の保管

B

法人は、以下のとおり、資料保管のための諸措置を的確に講じており、「目標を概ね達成できた」と認められる。

①適切な保管

ア カルテの作成

計画期間中に寄贈・寄託されたすべての資料(3,455件)について、カルテを作成している。

イ 環境の整備

資料保管場所の環境改善を適切に推進していることは、十分評価できる。

ウ 関係資料の修理等

計画期間中に寄贈されたすべての資料の現状把握を行い、保存状態が著しく悪い136点を劣化防止処置及び修復保存処置を行うなど適切な処置をしていることは、十分評価できる。

② 適切な保存措置等

ア 適切な保存措置

関係資料は、定温定湿倉庫(室温20℃、湿度60%)に保管するとともに、資料材質・形態別に適した収納方法を取っていることは、十分評価できる。

イ 劣化防止

保存状態が著しく悪い資料136点について、ドライクリーニング、脱酸処理、密封、裏打ち、防錆処理等、専門的な劣化防止処置及び修復保存処置を行っていることは、十分評価できる。

ウ 複製の作成等

複製資料を作成し、展示に活用するとともに、原資料(一次資料)の劣化防止などを図っていることは、十分評価できる。

③ 電子データ化

計画期間中に3万点以上の電子データ化を実施するとの目標に対し、29,266点の電子データ化を実施し、目標達成率がわずかに及ばず98%で「目標を概ね達成した」と認められる。

「必要性」

資料収集業務は、関係者に対し慰藉の念を示すため、現存する資料を幅広く収集し後世に伝えていくための重要な業務であり、関係者の高齢化に伴い関係資料が散逸していくことが危惧される状況の中、特に実施する必要性の高い業務である。

「効率性」

関係資料については、保存方法等を検討し、効率的に将来へ残しておく必要がある。

「有効性」

法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的を達成するために有効な手法である。

さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。

<p>(3) 資料の展示</p>	<p>B</p>	<p>法人では、関係者の労苦を国民に理解してもらうため、資料の展示について諸措置を講じており、地方展示会の入場者が目標を下回るとともに、展示資料館も若干目標を下回ったものの、特別企画展、平和祈念展が中期目標の入場者数を超えたことは、中期目標を「概ね達成できた」と認められる。</p> <p>「必要性」  関係資料を幅広く展示することで関係者の労苦を国民に周知することは、法人が目的としている「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示す」ことを達成するために極めて重要な業務である。  特に、年月の経過とともに記憶が風化することを防ぎ、関係者の労苦を後世に継承していくことは極めて重要であり、法人として必要不可欠な業務と考える。</p> <p>「効率性」  企画立案段階から、アンケートの活用、地方公共団体の活用、平和祈念フォーラムと特別企画展の広報の一体化などにより、効率的な資料館展示や各種催しを実施していく必要がある。</p> <p>「有効性」  法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは法人の目的達成に有効な手法である。  さらに法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。</p>
<p>2 調査研究  (1) 労苦の実態把握</p>	<p>A</p>	<p>関係団体に対し、調査の委託を行いそのとりまとめを行うとの目標に対し、年々関係者の高齢化が進展しており、関係者の手記による労苦の採録が困難になりつつある中、今期採録件数が772件を確保した点は評価できる。  また、手記以外の採録方法として、聞き取りによる調査を行っているが、これは、体験者の高齢化に対応した方策であり、年月の経過により風化し、本人の記憶も薄れていく中で関係者の労苦の幅広い実情把握にとって意義が深いと認められ、「目標を十分達成」したと評価できる。  今後は、これまで蓄積した情報についてさらなる活用を図ることが期待される。</p> <p>「必要性」  労苦の実態把握は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、労苦の実態を解明し、国民にわかりやすく解説することが必要である。  特に、関係者の高齢化が進展している状況の下、労苦の採録が困難な状況等もあり、労苦体験者から直接又は間接にその実態を聴取し記録に留める必要性は高いものとする。</p>



		<p>「効率性」 地方組織を有しない法人が全国から労苦を採録するためには、地方組織を有する関係団体に委託して手記又は聞き取り調査を実施することが効率的な手法と認められる。</p> <p>「有効性」 関係者の労苦の実態について、直接体験者本人又はご遺族から語っていただくことが後世への継承という観点から極めて有効である。</p>
(2) 記録史の作成	A	<p>戦後強制抑留史については、中期計画期間中に完成との目標に対し、平成16年度に最終的に編纂を完了したことは、早期に目標を達成したものと評価できる。また、旧軍人軍属短期在職者労苦史編纂については、旧満州地域における労苦の実態を調査するなど事業に着手した。 以上のことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 記録史等の編纂は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、労苦の実態を解明し、国民に分かりやすく解説する本業務必要性は高い。 また、労苦の実態、当時の国際情勢、国内事情等各般の事項を可能な限り客観的かつ詳細に記述しようとするもので、年月の経過に伴う資料の散逸等を防ぎ、まとまった形で後世に残すことは、労苦の継承という法人の目的に照らして必要な施策である。</p> <p>「効率性」 旧軍人軍属短期在職者労苦史編纂については、旧満州地域における労苦の実態を調査した後、法人を取り巻く情勢と事業の期間、費用等を十分踏まえて、事業展開を行うこととし、直轄事業から社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会に委託して実施したことは、効率的である。</p> <p>「有効性」 記録史の作成は、年月の経過に伴う資料の散逸等を防ぎ、まとまった形で後世に残すことは、労苦の継承という観点から有効な施策である。</p>
(3) 外国調査の実施	A	<p>旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等における資料の探索及び収集を計画的に実施するとの目標に対し専門家による「外国資料収集等委員会」の検討を踏まえ、資料の探索し、必要な資料を入手したことは、「目標を十分達成した」と判断できる</p> <p>「必要性」 外国調査の実施業務は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、戦後強制抑留者の労苦体験の実態を明らかにするためには、旧ソ連、特にロシア連邦等が保有する関係資料の収集・分析が必要である。</p>

		<p>「効率性」 ロシア連邦等の公的機関が保有する資料の収集等に当たって、専門家により構成される委員会を設置し、専門性、客観性等を確保したこと。また、収集のための所在調査をまず実施し、必要に応じて入手することは、効率的である。</p> <p>「有効性」 戦争体験の労苦に関する実態を多面的に明らかにし、かつ、客観性を担保するためには、相手当事国の公的機関が保有する資料の収集と分析が不可欠であり、有効な手段である。</p>
<p>3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等 (1) 記録の作成・頒布</p>	<p>B</p>	<p>目標に対する各項目の実績は、以下のとおりであり、「目標を概ね達成した」と認められる。</p> <p>① 総合データベースの構築 調査研究の成果の電子データ化は目標の2万件を下回ったものの、既存成果の電子データ化は全て完了していること。</p> <p>② ホームページによる提供 総合データベースシステムを外部から閲覧できるようするとの目標に対し、『戦後強制抑留史』のうち、著作権者から承諾を得た部分の閲覧ができること。</p> <p>③ 調査研究の成果の出版等 平和の礎4巻やビデオ、DVDを出版・編集するなどして積極的に調査研究の成果を出版等していること。</p> <p>④ 出版物の活用等 図書館等に対して、積極的に配布したほか、講演会、平和祈念展示資料館等で配布したこと。更には、ビデオも資料館で定期上映するなど活用を図ったこと。</p> <p>「必要性」 記録の作成・頒布業務は、関係者の労苦を後世に語り継ぐための業務であり、国民の理解を深めるための新たな手段として法人が保有する資料をホームページで公開することや、調査研究の成果の出版等を行い、これを広く国民に周知することの必要性は高いものと認められる。</p> <p>「効率性」 法人が保有する資料をインターネットで公開することは、比較的安価に、国民が居ながらにして閲覧可能となる極めて効率的な手段であるため、今後も積極的にホームページでの公開を行っていく必要がある。</p> <p>「有効性」 国民の理解を深めるためには、情報発信の手段方法はその数が多いほど望ましいと考えられる。特に、地方で身近に展示資料等のない者にとって、インターネットや出版等は有効な施策と認められる。</p>

(2) 講演会等の実施	B	<p>目標に対する各項目の実績は、以下のとおりであり、「目標を概ね達成した」と認められる。</p> <p>① 講演会等の開催 計画期間中の開催は、平均5回以上という目標を下回る平均3.8回であったことから、今後は拡充を図る必要がある。</p> <p>② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催 計画中の開催は、平均15回以上という目標に対し平均20.4回と大幅に上回っており、大いに評価できる。</p> <p>③ 校内放送番組制作コンクールの実施 参加を関東圏から日本全国に広げたことなどにより、回を重ねるごとに参加校が地域の広がりを含め拡大し、若年層の理解が深まったことは評価できる。</p> <p>「必要性」 講演会その他の催しを実施して、関係者の労苦を広く周知することは、国民の理解を深め、労苦を後世に継承するとの法人の目的に照らして、必要不可欠な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 地方展示会と労苦を語り継ぐ集いについて、その一部について、一体的に開催して経費や人員の節約を図るなど、効率的な運営とするよう工夫している。</p> <p>「有効性」 国民各層を対象とする講演会等において、労苦についての国民の理解を深め、後世に語り継いでいく上で極めて有効な施策と認められる。</p>
(3) 語り部の育成	A	<p>語り部を育成し、平和祈念展示資料館に配置するとともに、教育活動の場等に派遣するという目標に対し、この中期計画期間中において、「語り部」を25人育成し、平日の団体入場者の対応に当たる「総合語り部」やゴールデンウィークや夏休み期間中に対応する「個別語り部」を平和祈念展示資料館に延べ241人を配置し、教育現場に延べ54人の「個別語り部」を派遣したことは、「目標を十分達成した」といえる。</p> <p>「必要性」 語り部の育成業務は関係者の労苦について、国民の理解を深め後世に語り継ぐとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。 また、直接語りかけることにより、来館者等の理解と感銘を深めることは、後世への継承という点で極めて意義が深いと認められる。</p> <p>「効率性」 「語り部」の派遣・育成は、労苦に関する専門知識を有する者へ委託するなど、法人外部の能力を有効に活用して、効率的に事業を展開する方策と認められる。</p>

		<p>「有効性」</p> <p>単に資料を展示するだけでなく、語り部がその実体験を生の声で語りかけることにより入館者の理解と感銘が一層深まるものと期待され、「語り部」の育成及び活用は、労苦の国民への周知、後世への継承という目的達成のために有効な施策と認められる。</p>
(4) 催し等への助成	A	<p>戦争犠牲による死亡者を慰藉するため関係団体が実施する催し等に対し助成を行うという目標に対し、財団法人全国強制抑留者協会が実施した慰霊祭、シベリア慰霊訪問、抑留問題日露シンポジウムに毎年度助成し、この中期計画期間中2億6988万円助成したている。</p> <p>その結果、全国延べ90か所で慰霊祭を実施し参加人数16,075人、シベリア慰霊訪問を延べ4回29地域で実施し273人参加、日露シンポジウムを日露で9回開催しており評価できる。</p> <p>これらのことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」</p> <p>公益性の高い関係団体が実施する慰藉事業を円滑に推進するため助成することは、関係者に対し慰藉の念を示すとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」</p> <p>関係者を中心として構成される公益性の高い関係団体が実施する中央慰霊祭等の事業に対し助成を行いその円滑な推進を図ることは、関係者を慰藉する上で効率的と認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>全国組織を持つ団体が実施する慰藉事業に助成することは、有効な施策である。</p>
4 書状等の贈呈事業 (1) 書状等の贈呈事業の実施	A	<p>恩給欠格者、戦後強制抑留者中死亡者の遺族及び引揚者に対する書状等の贈呈は、慰藉の念を表すものとして基金の中心的事業であり、4万件以上の贈呈を行ったことから、「目標を十分達成した」といえる。</p> <p>「必要性」</p> <p>書状等贈呈事業は、平成19年3月31日をもって申請の受付を終了したものであるが、対象となる個々の関係者に対し、戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、法人の業務の柱の一つとなる重要な施策であった。</p> <p>「効率性」</p> <p>対象者が全国に散在していること、高齢化していることを配慮して、申請用紙を都道府県庁・市区町村の福祉課の窓口にて予め配付するとともに、法人のホームページからダウンロードして入手できる体制をとったことは、申請者の利便性を考慮した業務運営を行っている。</p> <p>「有効性」</p> <p>関係者に対し内閣総理大臣の書状等を贈呈することは、慰藉の念を示す事業として有効である。</p>

<p>(2) 標準期間の設定</p>	<p>B</p>	<p>法人においては、期間内の処理件数、進捗状況の把握のため、認定状況、認定困難案件状況などの進捗を管理する進捗状況管理システムを活用し、処理件数等の実績把握を行うことにより、調査が困難で長期化していた事案についても効率のよい進捗管理が行われ、引揚者を中心として処理に6か月以上を要した事案もあるものの、標準審査期間の実績は「目標を概ね達成した」と評価できる。また、公的期間調査や本人調査でも軍歴が判明しない、いわゆる認定困難案件については、恩給欠格者軍歴等評価委員会において認定困難案件の処理について審議を行うことにより処理の促進を図っている。</p> <p>「必要性」      早期に書状等を受け取りたいとの請求者の期待を具現化するためには、標準審査期間の設定による事務処理期間の短縮が必要である。</p> <p>「効率性」      標準審査期間の設定により、具体的な目標を持つことができ、より効率的な事務処理の促進を図ることが可能となっている。</p> <p>特に、進捗状況管理システムの使用により、きめ細かな進捗管理の下、困難事案についても早期に対応が図られ、効率性が向上したと認められる。</p> <p>「有効性」      標準審査期間の設定により、事務処理が促進され、法人の業務の柱の一つである書状等贈呈事業に関するサービスの向上に有効に機能していると認められる。</p>
<p>(3) 未請求者への周知</p>	<p>A</p>	<p>未請求者への周知に努めるとの目標に対し、期間中、13回もの新聞広報と20回にわたる相談広報を実施しており、特に18年度末の広報効果が大きく請求件数に結びついたことから、「目標を十分達成した」と認められる。</p> <p>「必要性」      書状等贈呈事業の対象者の高齢化が進む中、未請求者が全国各地に存在することを鑑みれば、新聞広報に加え、市区町村の広報紙(誌)を活用して行くことが必要である。</p> <p>「効率性」      定期的に新聞に新聞広告を掲載することにより全国に居住する未請求者に対し広く事業内容を周知することは、効果的・効率的であると認められる。</p> <p>さらに、低コストの広報媒体である自治体広報紙(誌)への掲載や地方展示会等の催しでの周知は、費用対効果に優れたものと認められる。</p> <p>「有効性」      対象者の高齢化が進む中で、一人でも多くの方に贈呈するためには、新聞や自治体広報紙(誌)等各種媒体を通じて本件事業を周知することは、有効な施策である。</p>

5 特別記念事業等  
(1) 特別記念事業の実施

B 特別記念事業については、受付開始当初、問合せの電話が繋がらない、認定が遅い、等の苦情が多く寄せられたことから、このような状況を踏まえて、処理体制を拡充するとともに、新聞広告を始めとする周知活動も充実したことは評価できる。また、特別慰労品の贈呈の際に併せてお送りしている内閣総理大臣名の交付状を改善したことや、可能な限り多くの対象者に周知するため、書状等贈呈事業(旧事業)の贈呈者に本事業に関するお知らせを平成20年度早々から発送できるよう、お知らせの送付対象者リストの作成や送付書類の内容の検討など所要の準備を進めてきたことも評価できる。  
以上のことから、本事業については「目標を概ね達成した」と判断できる。

「必要性」

特別記念事業は、対象となる個々の関係者に対し、あらためて戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、法人の業務の柱の一つとなる重要な施策である。

「効率性」

過去に基金から書状等の贈呈を受けたことがある申請者の負担を軽減するため、記載事項が簡単で済む「簡易請求書」を作成し、配布したことは、審査項目等の省略化にもなり、業務運営の効率性が図られたと認められる。

また、請求用紙を全国の都道府県・市区町村の福祉関係窓口に予め配付するなど、申請者の利便性を考慮した業務運営を行っていることも、総じて効率的な業務運営を行っているとして認められる。

「有効性」

特別記念事業に対するお礼の手紙や電話によると、贈呈を受けた方の多くが、国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった。」「よかった。」などの感想が多数寄せられており、法人の目的である関係者に対しあらためて慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められる。

(2) 未請求者への周知

A 未請求者への周知に努めるとの目標に対し、法人は、新聞(全国紙・ブロック紙・地方紙)広報を年10回実施するとともに、テレビ、ラジオによる広報も行い、市区町村に対しても積極的に更なる掲載依頼を行った。更に、関連する各種会議、展示会、フォーラム等を通じた積極的な周知と広報、及び全国の老人等に関連する団体を通じた幅広い広報等を実施した。また、可能な限り多くの対象者に周知するため、書状等贈呈事業(旧事業)の贈呈者に本事業に関するお知らせを20年度早々から発送できるよう、お知らせの送付対象者リストの作成や送付書類の内容の検討など所要の準備を進めている。これらのことから、「目標を十分達成」したと評価できる。

「必要性」

特別記念事業の対象者等の高齢化が進む中、一人でも多くの関係者に特別慰労品を贈呈するためには、市区町村広報紙(誌)の活用をはじめ、さまざまな広報媒体の利用により、積極的に事業を周知することが必要である。

「効率性」

新聞広報により電話による照会が増す事実もあり、定期的に全国紙・地方紙に法人事業の新聞広告を掲載することにより全国に居住する未請求者に対し広く事業内容を周知することは、効果的・効率的であると認められる。

さらに、低コストの広報媒体である自治体広報紙(誌)への掲載や地方展示会等の催しでの周知は、費用対効果に優れたものと認められる。

		<p>「有効性」</p> <p>対象者の高齢化が進む中で、一人でも多くの方に贈呈するためには、新聞や自治体広報紙(誌)等各種媒体を通じて本件事業を周知することは、有効な施策である。</p>
(3)戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立	B	<p>関係行政機関による調整の結果建立場所が決定され次第、その具体的検討に直ちに着手できるよう、有識者検討会の設置、予想される工程スケジュールの検討など、所要の事前準備を行っていることから「目標を概ね達成」と判断できる。</p> <p>「必要性」</p> <p>亡くなられた戦後強制抑留者及び引揚者を慰霊するため、慰霊碑を建立することは、関係者に対し、慰藉の念を示すとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」</p> <p>慰霊碑の建立に向けて総務省等関係機関との連携を図り、事前準備のため検討を進めることは、慰霊碑建立の円滑な実現に資する上で効率的と認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>慰霊碑の建立は、なくなられた関係者を慰霊するとともに、関係される遺族の方々を直接慰藉する極めて有意義的事業であり、その円滑な実現を図ることは、極めて有効な施策と認められる。</p>
6 その他の重点事項 (1)効果的な広報	A	<p>関係者の労苦に対する国民の理解の促進や事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施するとの目標に対し、この中期目標期間中において、新聞・交通広告、地方自治体等の広報紙(誌)等各種媒体を用いて広範かつ積極的な広報を展開し、中期目標期間中の入館者・入場者の目標値はおおむね達成していること及び特別記念事業の申請件数は約12万件であることから、この広報を効果的に実施するという目標に対して、「目標を十分達成した」といえる。</p> <p>「必要性」</p> <p>法人における広報業務は、単に事業内容を周知するだけでなく法人の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示すこと」の具体化を図るという側面をも有し、必要不可欠な施策である。</p> <p>「効率性」</p> <p>広報業務の実施にあたり、一つの広報で複数の目的をもって実施するなど、経費を効率的に使い費用節約の工夫を行った。</p> <p>なお、自治体広報紙(誌)への掲載は、地域や家庭に浸透しやすいこと、かつ、低コストな広報手法であることから、掲載自治体数の増加を図ることは広報の効率的実施に資するものと考えられる。</p>

		<p>「有効性」</p> <p>広報は、単に事業内容を周知するだけでなく、法人の目的である「尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」ための活動そのものとも言える側面をも有しており、関係者の労苦を後世に伝えていくためにも有効な施策である。</p>
(2) ホームページの充実	AA	<p>ホームページの内容を充実させアクセス件数を各事業年度30万件以上とするとの目標に対し、この中期計画期間中の年度平均70万件超であり、「目標を大幅に上回って達成した」と認められる。</p> <p>「必要性」</p> <p>ホームページの活用は、戦争体験の労苦を始め、法人の設立趣旨、法人が実施する業務の内容及び活動状況等について、全国の多くの国民に理解を深めてもらう上で非常に有効な手段であり、その内容を一層充実させることは、極めて効果的な広報活動の一つとして位置付けることができる。ホームページによる情報発信は、効果的・効率的な広報活動を推進する上で大変重要な役割を果たすものであり、戦争体験の労苦や法人の行う業務について子供や若者から高齢者まで、幅広い年齢階層の方々に分かりやすく理解してもらうために、内容の一層の充実を図る必要がある。</p> <p>「効率性」</p> <p>近年のパソコンの普及率は著しく、戦後生まれの世代が人口の7割を占める今日、特にパソコン世代である若者や子供を訴求対象の中心においたサイトの内容の拡充は、若年層に本問題の理解の促進を図る面からも、また費用の面からも効率性が高い。さらに多くの国民が効率よく法人にアクセスし、手軽に各種催しの開催情報を入手できるほか、今期はパソコンの画面上から催事の参加の申し込みをすることを可能にするなど、ホームページの充実は効率的な業務遂行に資するものと認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>ホームページは地方組織を有しない法人にとって、全国的な情報発信ができる有用な手段であり、若者はもとより高齢者の利用も増加しつつある中でその充実が国民の理解を深めるとの法人の目的に照らして、有効な施策である。</p>
(3) 地方公共団体との連携強化	A	<p>地方公共団体との連携強化については、基金の事業全般に対する理解の促進等を進め、緊密な連携を確保するととの中期目標に対し、毎年、実務担当者同士の意見交換と業務に関する知識の向上を目的として都道府県実務担当者会議を開催し、法人の事業についての理解を深めていることから、「目標を十分達成した」といえる。</p> <p>「必要性」</p> <p>法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力なくしては、特別記念事業、軍歴確認や地方展示会の開催等が円滑に行えないなど、地方公共団体との連携強化が必要不可欠である。</p> <p>「効率性」</p> <p>効率的な業務運営を行うには、関係者が全国各地に分散していることから、地方公共団体との連携を図ることが重要である。</p>



		<p>「有効性」</p> <p>法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力なくしては、新たに始まる特別記念事業、軍歴確認や地方展示会の開催等が円滑に行えないなど、地方公共団体との連携強化が有効である。</p>
(4) 関係資料館とのネットワーク化	B	<p>関係資料館との意見交換等を行い、ネットワーク化を進めるとの目標に対し、法人は関係資料館関係者が一堂に会する関係資料館会議を15年度から18年度は開催し、関係資料館が相互に有意義な情報の共有、連携の強化が図られたことから、「目標を概ね達成した」といえる。</p> <p>「必要性」</p> <p>条件や設置目的等が異なる関係資料館の動向を把握し、意見交換等を通じ理解を深めることにより、多角的な視点に立脚した事業展開、関係資料館を通じた広報効果や相談機能の向上も期待されるなど、関係資料館との連携強化は必要である。</p> <p>「効率性」</p> <p>平和を祈念するという共通目的を持つ関係資料館が、意思疎通を図り、資料の相互貸借などの協力体制を確立したことは、効率的な業務運営に資するものと認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>関係資料館会議を開催することは、平和を祈念するという共通目的を持つ異なる組織が一堂に会し、情報交換、事業展開等を行う場として有効な手段である。</p>
(5) 外国の関係機関との関係強化	A	<p>ロシア連邦等関係する外国における関係機関との間の関係を強化するという目標に対し、我が国関係機関と連絡・連携をとりながら法人の外国資料収集委員会の委員等がロシア連邦、モンゴル共和国及びカザフスタン共和国のそれぞれの公的機関を直接訪問し、協力関係の構築を図ることに努め、外国資料を入手できたことから、「目標を十分達成した」といえる。</p> <p>「必要性」</p> <p>戦後強制抑留者の労苦の実態を解明するには、労苦に関連する関係資料を保有する外国の関係機関との友好的かつ連携強化を図る必要がある</p> <p>「効率性」</p> <p>労苦に関連する関係資料を収集するには資料の所在調査が必要であり、それらの情報収集を実施するためには、ロシア連邦等の関係機関との関係を強化し、協力関係の構築を図ることが効率的である。</p> <p>「有効性」</p> <p>労苦の実態を解明するには、それらの関係資料を保有する関係機関との友好的かつ連携強化を図ることが有効な有効である。</p>

財務内容の改善	第3 予算、収支計画及び資金計画	A	<p>運用資金の安全かつ適切な運用を行うとの目標に対し、金利の動向を見極めつつ、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、毎年度事業に必要な運用収入を確保している。</p> <p>また、運用資金の管理面においては、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。</p> <p>さらに、監査法人の監査報告書においても、財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示し、利益処分案も法令に適合しているものとされていることから、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>利益剰余金943百万円については、会計原則に従って適切に処理されていると認められる。なお、そのうち、国庫納付に適さない入居ビルの敷金等以外の積立金713百万円については、平成20年7月に国庫納付されており、適切に処理されていると認められる。</p> <p>「必要性」 法人の業務運営に必要な経費の財源を得るために政府から出資された運用資金は、その安全確実な運用に努めなければならないものであり、内部牽制等の諸制度を確実に機能させ、今後も健全な財務運営に意を用いるべきである。</p> <p>「効率性」 法人に許されている運用範囲の中で、安全、かつ高利回りで効率的に運用する必要がある。</p> <p>「有効性」 運用資金の適正な管理・運営は、法人の業務運営に必要な財源確保に関するものであり、ひいては、国民負担の軽減に資するものであることから、効率的な業務運営にとって有効な施策と認められる。</p>
その他	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
	1 施設及び設備に関する計画	-	
	2 人事に関する計画 (1) 職員の研修	A	<p>この中期計画期間中の人事については、計画に基づき、研修の実施、人員削減、人件費についても着実に実施しており、「目標を十分達成した」といえる。</p> <p>「必要性」 効率的な業務運営を進めるには、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することが必要であり、そのために研修を計画的に実施する必要がある。</p>

		<p>「効率性」 業務の運営には、必要に応じ機動的に組織運営ができる枠組みの適切な運用、職員間の時期的な業務の繁閑を解消し、最大限のマンパワーを引き出すなど効率の良い人員配置によりが求められる。また、研修による職員の意識や能力向上は、業務の効率化に資するものと認められる。</p> <p>「有効性」 研修により職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で有効な施策である。 また、限られた人員を適正に配置し、弾力的な組織運営を行うことにより、業務の質を低下させることなく国民サービスとして有効な施策を推進していくことが求められる。</p>
(2) 人員に係る指標	A	<p>この中期計画期間中の人事については、計画の基づき、研修の実施、人員削減、人件費についても着実に実施しており、「目標を十分達成した」といえる。</p> <p>「必要性」 効率的な業務運営を進めるには、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することが必要であり、そのために研修を計画的に実施する必要がある。</p> <p>「効率性」 業務の運営には、必要に応じ機動的に組織運営ができる枠組みの適切な運用、職員間の時期的な業務の繁閑を解消し、最大限のマンパワーを引き出すなど効率の良い人員配置によりが求められる。また、研修による職員の意識や能力向上は、業務の効率化に資するものと認められる。</p> <p>「有効性」 研修により職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で有効な施策である。 また、限られた人員を適正に配置し、弾力的な組織運営を行うことにより、業務の質を低下させることなく国民サービスとして有効な施策を推進していくことが求められる。</p>
3 その他業務運営に関する事項 (1) 環境対策	A	<p>環境に与える影響に配慮した業務運営を行うという目標に対し、国が策定した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に実施するとともに、「環境方針」を策定し環境に対する取組を全役職員に周知徹底し、常に環境を心がけたことから「目標を十分達成した」と認められる。</p>

		<p>「必要性」  「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、環境には常に配慮して業務を運営する必要がある。  また、環境保全に対する法人の理念・取り組みを「環境方針」として対外的に表明することは、法人として必要な姿勢である。</p> <p>「効率性」  環境に関する達成状況を的確に評価することを可能とするため、消費電力量などを常に把握するなど環境に配慮した業務運営を行うことにより、業務を効率的に遂行することが求められる。</p> <p>「有効性」  「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において規定する、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」ため、今後とも、表明した環境方針のもと、環境に配慮した製品の使用の一層の推進、リユースやリサイクルの推進等に積極的に取り組むことは有効な施策である。</p>
(2) 危機管理	A	<p>危機管理体制の整備を行うという目標に対し、危機管理対応マニュアルを(平成15年10月1日理事長決定)を作成し、平和祈念展示資料館がある住友ビル全館の訓練等に併せて訓練を実施していることから、「目標を十分達成した」と認められる。</p> <p>「必要性」  資料館には不特定多数の者が入館するので、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは必要である。</p> <p>「効率性」  訓練の実施により職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは、災害防止や被害減少につながり、効率的な業務運営に資するものである。</p> <p>「有効性」  資料館には不特定多数の者が入館するため、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは災害発生時の被害を最小化するためには有効な施策である。</p>
(3) 職場環境	A	<p>メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行うという目標に対し、相談窓口の開設、指針の周知など問題発生を未然に防ぐための管理体制を整備していることから、「目標を十分達成した」といえる。</p> <p>「必要性」  職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要な施策である。</p>

「効率性」

職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営に資するものである。

「有効性」

職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要であり、かつ、有効な施策である。

# 項目別評価調書

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）

中期計画の該当項目	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 業務の削減																																
■中期計画の記載事項																																	
<p>職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、経費総額（事業費（特別記念事業に充てる経費を除く）、管理費及び人件費の合計）について、基金の前身である認可法人平和祈念事業特別基金の平成 14 事業年度に対する中期目標の期間における最終事業年度の割合を 85%以下とする。</p> <p>また、特に経費総額の更なる削減を図るため事務室を平成 19 年 7 月を目途に移転することとする。</p> <p>なお、人件費については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、平成 17 事業年度に対し平成 18 事業年度からの 5 年間で 5%以上の削減を行う。このため、中期目標の期間の 4 年目及び 5 年目に当たる平成 18 事業年度及び平成 19 事業年度においては、平成 17 事業年度に対し最終事業年度までに 2%以上削減する。また、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進める（今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）。</p>																																	
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果																																	
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）																																
業務経費の削減	<p>経費の削減に関しては、「認可法人時代の平成 14 事業年度に対する中期目標期間における最終事業年度の割合を 85%以下とする。」との目標に対し、最終事業年度の平成 19 事業年度の業務運営に係る経費総額は 1,264 百万円であり、平成 14 事業年度の経費総額 2,107 百万円と比較し、843 百万円の減額、率にして 40.0%の削減となっており、目標（85%以下とする）に対して 60.0%となった。これは、各事業年度において着実に業務経費の削減を図ってきた結果である。</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>14 年度 (基準年度)</th> <th>15 年度</th> <th>16 年度</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>計 対 14 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経費総額</td> <td>2,107</td> <td>1,936</td> <td>1,738</td> <td>1,695</td> <td>1,704</td> <td>1,264</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対前年度増△減</td> <td></td> <td>△171</td> <td>△198</td> <td>△ 43</td> <td>9</td> <td>△440</td> <td>△843</td> </tr> <tr> <td>対前年度比(%)</td> <td></td> <td>△8.1</td> <td>△10.2</td> <td>△2.5</td> <td>0.5</td> <td>△25.8</td> <td>△40.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 特別記念事業に係る経費（19 年度）・・・65 億円</p>		14 年度 (基準年度)	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計 対 14 年度	経費総額	2,107	1,936	1,738	1,695	1,704	1,264		対前年度増△減		△171	△198	△ 43	9	△440	△843	対前年度比(%)		△8.1	△10.2	△2.5	0.5	△25.8	△40.0
	14 年度 (基準年度)	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計 対 14 年度																										
経費総額	2,107	1,936	1,738	1,695	1,704	1,264																											
対前年度増△減		△171	△198	△ 43	9	△440	△843																										
対前年度比(%)		△8.1	△10.2	△2.5	0.5	△25.8	△40.0																										

○ 中期計画期間中の主な効率化策

- ① 業務運営の効率化についての意識の向上と周知徹底
- ② 書状等贈呈事業と労苦継承事業との有機的連携を強化
- ③ 広報経費については、実施方法、調達方法の見直し等により平成14年度に比べ約343百万円を削減
- ④ 事務室の移転により賃貸料等を平成18年度に比べ約64百万円を削減
- ⑤ 書状等贈呈件数が見込みを下回ったことにより書状等贈呈事業費が平成14年度に比べ約424百万円の減
- ⑥ 慰藉事業における各事業の見直し等による経費の削減

なお、人件費については、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18事業年度以降削減に努めるべく18年3月に中期目標及び中期計画を変更するとともに、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与水準等の見直しを行った。

具体的には次のとおり行った。

18年度・・・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）に合わせ常勤役員の俸給の引下げ（△6.6%）及び職員の俸給の引下げ（△4.8%）を実施した。

19年度・・・定員を1人削減した。

その結果、平成19年度の人件費は198百万円であり、17年度の197百万円と比較して1百万円の増額、率にして1.6%減（人事院勧告分を除く）で目標の2年度で2%減には至らなかった。

これは、基準となる17年度に欠員が生じていたこと、職員の多数（約8割）を占める国からの人事交流者の異動に伴い、17年度と比べ扶養手当、通勤手当、住居手当の額が増えたことが要因として考えられる。

仮に17年度に生じていた欠員がなかった場合は、17年度の人件費が199百万円となり、19年度の対17年度比では2.7%減（人事院勧告分を除く）となる。

また、対国家公務員指数ラスパイレス指数（年齢を勘案したもの）の観点からみると、19年度は115.8となっている。これは、法人の事務所が東京都区部のみに所在することが主な要因と考えられ、年齢、地域、学歴を勘案した指数では99.5となっている。



(単位：百万円)

	17年度	18年度	19年度	対17年度
人件費	197	201	198	
対前年度増△減		4	△3	
対前年度比(%)		2.1	△1.5	0.6
人件費(人勤を除く)	197	199	194	△1.6

	17年度	18年度	19年度	対17年度
対国ラスパイレス指数(年齢)	118.7	114.6	115.8	
対前年度		△4.1	1.2	△2.9
対国ラスパイレス指数(年齢・地域)	107.0	101.3	102.2	
対前年度		△5.7	0.9	△4.8

■当該項目の評価(AA~D)

A

■評価結果の説明

業務経費全般の削減状況について検証するとともに、更なる業務経費の節減に努めるとの目標に対し、平成19事業年度の経費総額は、平成14事業年度経費総額に対して約40.0%削減したものとなっている。これは中期目標期間最終事業年度の経費総額の割合を85%以下とするとの目標を大幅に達成している。削減の主な要因は、新宿住友ビルからの事務室の移転による削減努力などのほか、書状等贈呈事業の申請受付の終了に伴う経費削減であり、今後とも経費削減について引き続き努力が必要である。

また、人件費については、平成17事業年度に対し今期最終事業年度である19事業年度までに2%以上削減する目標に対し、1.6%の減(人勤分除く)となっているが、恩給行政等の経験を積んだ国の職員の出向を中心とする18人と少ない職員構成にあって、欠員や職員の個別事情に応じた各種手当額等の増減等の一時的な事情により人件費が大きく変動する状況にあり、仮に17年度に欠員が生じていなかった場合は、17年度の人件費が199百万円となって、19年度の対17年度比では2.7%減(人事院勧告分を除く)となっている。また、対国家公務員ラスパイレス指数(年齢を勘案したもの)は115.8となっているが、これは主として法人の事務所が東京都区部のみで所在することによるものと考えられ、地域等も勘案した指数は99.5と、初めて100を割り込んでいる。

以上の状況を総合的に勘案すれば、19年度事業評価としては、全体として「目標を十分達成」と認められる。

なお、人件費については、引き続き適正な給与水準かどうか検証し、今後、平成18事業年度から5年間で5%以上削減するという計画目標

を達成するとともに、給与水準をより適正化するため、国からの出向者の法人独自採用者への転換を進めるなど、なお一層努力すべきである。  
これらのことから、「目標を十分達成」と認められる。

「必要性」

業務経費の削減について、中期目標・中期計画を策定し、総額を管理することは、必要な施策と認められる。

「効率性」

業務経費の総額を管理していくことは、業務の効率的な運営に資する施策と認められる。

「有効性」

業務経費の総額を中期目標・中期計画で管理することにより、経費削減には有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）(案)

中期計画の該当項目	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 2. 外部委託の推進												
■中期計画の記載事項													
外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の縮減を図る。													
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果													
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）												
外部委託の推進	<p>法人の主要業務である慰藉事業については、法人が直接実施しなければならない事務・事業を除き、次の点を考慮し相当の分野について外部委託を推進し、効率化、効果的な事業の実施等を図っている。</p> <p>① 定型的な業務で、委託により事務の省力化、経費の節減が図られるもの                  ② 各種イベント、調査研究などにおいて、委託により効果的な運営又は結果が期待できるもの                  ③ 専門的知識やノウハウを必要とする業務で、効率的・効果的な事業の実施に有効なもの                  ④ 高度の知識・技術等を要し、民間分野での技術革新の進歩が早いもの                  ⑤ 事業の実施が一時期に集中し、常時一定の職員を配置する必要のないもので、職員の弾力的配置等で対応できないもの                  ⑥ その他委託等により効果的な執行が期待できるもの</p> <p>なお、事業を実施していく過程においては、法人がこれまで蓄積した事業に関するノウハウと委託先の専門的な知識や企画アイデアを活用し、あわせて法人における更なるコア・コンピタンスの蓄積を図っている。</p> <p>(参考)</p> <p style="text-align: center;">外部委託した主な業務</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>外部委託の事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>①語り部育成事業 ②番組作成コンクール事業 ③債券の元利金代理受領に関する事務</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>①平和祈念モニター調査 ②語り部の学校派遣事業</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>①展示資料館のリニューアル ②平和祈念展の企画・運営 ③平和祈念フォーラムの企画・運営</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>①旧満州からの引揚げストーリーの漫画本の作成 ②平和祈念展示資料館紹介ビデオ ③法人作成の DVD 等の頒布調査 ④平和祈念展示資料館受付業務等</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>①平和祈念展示資料館移転業務 ②戦後強制抑留関係資料の調査</td> </tr> </tbody> </table>	年度	外部委託の事業	15	①語り部育成事業 ②番組作成コンクール事業 ③債券の元利金代理受領に関する事務	16	①平和祈念モニター調査 ②語り部の学校派遣事業	17	①展示資料館のリニューアル ②平和祈念展の企画・運営 ③平和祈念フォーラムの企画・運営	18	①旧満州からの引揚げストーリーの漫画本の作成 ②平和祈念展示資料館紹介ビデオ ③法人作成の DVD 等の頒布調査 ④平和祈念展示資料館受付業務等	19	①平和祈念展示資料館移転業務 ②戦後強制抑留関係資料の調査
年度	外部委託の事業												
15	①語り部育成事業 ②番組作成コンクール事業 ③債券の元利金代理受領に関する事務												
16	①平和祈念モニター調査 ②語り部の学校派遣事業												
17	①展示資料館のリニューアル ②平和祈念展の企画・運営 ③平和祈念フォーラムの企画・運営												
18	①旧満州からの引揚げストーリーの漫画本の作成 ②平和祈念展示資料館紹介ビデオ ③法人作成の DVD 等の頒布調査 ④平和祈念展示資料館受付業務等												
19	①平和祈念展示資料館移転業務 ②戦後強制抑留関係資料の調査												

また、法人における随意契約の見直しについては、国における随意契約の見直しの取組みを踏まえ、随意契約の縮減など契約の適正化に向けた取組みを進めている。平成19年度においては、「随意契約見直し計画」を策定し、ホームページにおいて公表した。

なお、平成19年度の契約実績は次表のとおりである。

	18年度実績		19年度実績	
	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)
一般競争入札等	(30.7%) 23	(37.1%) 464	(46.4%) 45	(90.0%) 6,525
競争入札	(17.4%) 13	(27.4%) 342	(25.8%) 25	(8.4%) 608
企画競争	(13.3%) 10	(9.7%) 122	(20.6%) 20	(81.6%) 5,917
随意契約	(69.3%) 52	(62.9%) 785	(53.6%) 52	(10.0%) 729
計	(100%) 75	(100%) 1,249	(100%) 97	(100%) 7,254

注1) 18年度実績は、「随意契約見直し計画」の実績に18年度の一般競争入札の件数・金額を加えた計数である。

注2) 19年度のうち、7月31日までの契約については、契約金額が500万円を超える工事又は製造、300万円を超える加工、修理又は財産の購入、200万円を超えるその他の契約を対象とし、8月1日以降の契約については、契約金額が国の基準に準じ改正した随意契約によることができる場合の基準(随意契約限度額)を超える契約を対象としている。(競争入札案件を除く。)

注3) 19年度実績には特別記念事業に係る契約及び19年度支出に係る18年度契約を含んだ計数である。

■当該項目の評価(AA~D)

A

■評価結果の説明

法人の事業のうち、事業内容の企画立案、贈呈者認定のための審査、展示資料館の運営など中核的な業務については法人自らが実施してコア・コンピタンスの蓄積を図るとともに、事業の周知・広報、慰労品の製造・発送、資料館以外の場所での展示や平和祈念フォーラム、ビデオコンクールの実施、海外での資料調査など、民間の専門的な知識・経験を活用することができる業務については積極的に外部委託し、両者が相まって事業の効率的・効果的推進を図ることができた。

これらのことから、法人は、「目標を十分達成」と認められる。

法人における随意契約も含む入札・契約事務の実施状況について評価した結果は、以下のとおりである。

○ 独法における入札・契約事務のチェックのプロセスは妥当か

⇒ 入札・契約事務の実施に当たっては、事業実施を担当する事業部と、会計等を担当する総務部との間で協議し、契約の方法や内容等が平和祈念事業特別基金会計規程等に照らして適切かどうかという観点からチェックした上で理事長が最終的に判断していることから、内部牽制機能が働いているものと認められる。また、監事に対しては、監事監査において、平成 19 年度における契約一覧（少額随意契約を除く。）を提出し、説明を行っている（契約一覧については、第 17 回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会（平成 20 年 6 月 26 日）においても提出されている。）。

平成 20 年度からは、上記に加え、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）の趣旨も踏まえ、毎月の監事を含む役員会において契約一覧（少額随意契約を除く。）を提出し、報告・説明を行うこととした。

引き続き、以上の措置を適切に実施していくことが望まれる。

○ 各独法が策定（平成 19 年 12 月）した「随意契約見直し計画」に照らして、

- ① 個々の入札・契約が適切に一般競争入札等に移行しているか
- ② 随意契約の公表の基準に沿って適切に契約内容の公表が行われているか
- ③ その他見直し計画の達成に向けた具体的な取組等が進展しているか

⇒ 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針（平成 19 年 8 月 10 日閣議決定）」を踏まえて平成 19 年 12 月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、同見直し計画に計上した全ての契約について、平成 19 年度から、一般競争入札又は企画競争に移行して

いる。また、計画の実施状況については、平成19年12月から、法人のホームページにおいて開示している。  
引き続き、以上の措置を適切に実施していくことが望まれる。

○ 契約が一般競争入札等による場合でも、特に企画競争、公募を行う場合に、真に競争性、透明性が確保される方法によって実施されているか、という視点も含めてチェックが行われているか。

⇒ 競争参加資格については国の行政機関に準じたものを採用するとともに、法人の調達情報については、ホームページ及び庁舎内掲示により開示している。企画競争を実施する場合は、審査基準を定め、当該基準に基づき審査を行っており、調達内容によっては外部の有識者を含めた審査会を開催するなど、競争性、透明性ある事務処理を行っていると認められる。  
引き続き、以上の措置を適切に運用していくことが望まれる。

#### 「必要性」

少人数の法人が外部委託により他者の有する資源を活用していくことは、効率的な業務運営にとって必要な施策と認められる。

#### 「効率性」

専門性の高い人材を法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる。また、業務を必要の都度外部に委託することは、その経費のほか、質や仕上りの良さを含め、業務運営の効率化に資するものである。

#### 「有効性」

法人自らが実施した場合と比較して、その経費や当該業務実施に要する時間、人的資源の軽減を図ることができる業務を外部に委託することは、質や仕上りの良さを含め、業務運営の効率化に有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）（案）

中期計画の該当項目	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3. 組織運営の効率化
■中期計画の記載事項	
各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、基金に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、スタッフ制の導入・組織階層のフラット化を推進し、また、必要に応じて人員配置の見直しを行う。	
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果	
小 項 目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
組織運営の効率化	<p>平成 15 年 10 月 1 日の独立行政法人として発足した組織体制について従来の課制を廃止し、スタッフ制を導入したことにより、適時適切な人員配置が可能となり職員間の業務繁閑を解消した。</p> <p>このことにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務をより効率的かつ弾力的に遂行したほか、</li> <li>・組織階層のフラット化を実施したことにより組織の意思決定が迅速化し、</li> <li>・スピーディーな業務処理が可能となった。</li> </ul> <p>このように少人数体制の下でスタッフ制を導入し、マンパワーを効果的に活用することで、業務量の増加や複雑・多様化にも、限られた人員をもって対応することが出来た。具体的には、次のとおり。</p> <p>【16 年度】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 展示会を開催する場合、同会場に書状贈呈事業の相談窓口を併設しているが、当日の対応だけでなく事前の展示会の準備作業に伴う膨大な事務の繁忙解消という観点から、書状等贈呈事業担当副参事及び主査を展示・フォーラム担当の職務に参画させた。</li> <li>② 都道府県実務担当者ブロック会議の開催に当たっては、議案の企画立案、都道府県担当者への対応が必要であり、企画事務と一般事務との連携を図ることから、調査企画担当の職務に企画・総務担当主査を参画させた。</li> </ol> <p>【17 年度】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 平和祈念展示資料館開館後 5 年経過したことに加え、本年が終戦 60 年を迎えることから、資料館のリニューアルを行うこととした。そこで、このリニューアル作業を円滑に進めるため、財務担当主査を展示・フォーラム担当主査に併任発令した。</li> <li>② 特別記念事業の開始に備え、調査企画担当副参事を書状等贈呈事業担当副参事に併任発令し、準備作業に着手した。</li> </ol>

	<p>【18年度】</p> <p>① 19年4月からの特別記念事業の開始に向けた準備のため、展示・フォーラム担当副参事を書状等贈呈事業に併任発令した。</p> <p>【19年度】</p> <p>① 特別記念事業の実施に当たっては、特別慰労品審査委員会の設置、特別慰労品の選定、発注業者の決定、電話対応等多大な業務の発生に対応して、担当外の展示・フォーラム担当参事を書状等贈呈事業に併任発令した。</p> <p>② これまで書状等の贈呈を受け、今だ特別記念事業の慰労の品を請求していない者に対する個別のお知らせを行うこととし、その企画等について担当外の展示・フォーラム担当参事及び副参事を新たに「特命担当」として担当させた。</p>
<p>■当該項目の評価(AA~D)</p>	<p>A</p>
<p>■評価結果の説明</p> <p>業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行うとの目標に対し、法人では、業務に応じて適宜適切に対応するための人員配置を行っている。これらの人員配置は、組織のフラット化・スタッフ制といった改組の成果によるもので、マンパワーが必要とされる業務に対し、臨機応変かつ確実にマンパワーを確保・供給するために適切な措置であり、少人数体制の下でマンパワーを効果的に活用することで業務運営をより効率的かつ弾力的に遂行したものと認められ、業務量の増加や多様化のなかでも、限られた人員をもって柔軟かつ適確に業務を行っていることから、「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>「必要性」</p> <p>業務内容に応じた追加・機動的な人員配置は、十分なマンパワーが必要とされる業務に対し適切にマンパワーを確保・供給するための措置として必要な取組みである。</p> <p>「効率性」</p> <p>業務内容に応じた追加・機動的な人員配置は、少人数体制の下で最大限のマンパワーを効果的に活用することで、業務運営を効率的に遂行できる。</p> <p>「有効性」</p> <p>業務を限られた期間内に処理するために、内容に応じた追加・機動的な人員配置は、限られた人数で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、有効である。</p>	



独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）(案)

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 資料の収集、保管及び展示
■中期計画の記載事項	
<p>(1) 資料の収集</p> <p>① 外部有識者、関係団体等からの意見聴取、所在情報の収集等を行い、個人が所有する恩給欠格者（旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者）、戦後強制抑留者（昭和 20 年 8 月 9 日以来の戦争の結果、同年 9 月 2 日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者）、引揚者（今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者）等（以下「関係者」という。）の労苦に関する資料（以下「関係資料」という。）を積極的に発掘し、各事業年度において平均 500 件程度収集する。</p> <p>① 収集する関係資料の範囲を、記録映画フィルム、新聞・書籍等にも広げ、その寄贈又は寄託を所有者に依頼する。既存の寄託品については、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に働きかける。</p> <p>③ 外国の政府等が保有する関係資料の収集を行う。</p>	
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果	
小 項 目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
<p>(1) 資料の収集</p> <p>① 関係資料の収集等</p>	<p>関係資料の収集に関しては、「各事業年度において平均 500 件程度収集する。」との目標に対し、計画期間中に収集した数は、合計で 3,455 件となり、目標値（2,250 件）を 54%上回った。これは、平和祈念展示資料館の入館者及び特別企画展・地方展示会の入場者に対して関係資料の収集や必要性を訴え、実物資料の寄贈、寄託についての協力を呼びかけるとともに、社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会、財団法人全国強制抑留者協会及び社団法人引揚者団体全国連合会（以下「関係団体」という。）に対し資料収集への協力を要請したことが大きな要因である。なお、各年度の収集実績は次表のとおりである。</p>

単位：件

資料収集先	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
平和祈念展示資料館	107	320	495	654	654	2,230
特別企画展	76	241	133	156	81	687
平和祈念展	180	165	54	28	25	452
関係団体	85	1	0	0	0	86
合 計	448	727	682	828	760	3,455
目標達成率 (%)	90	145	136	168	152	138

② 関係資料の範囲拡大、  
寄託から寄贈への切替え  
等の要請

ア 収集する関係資料の範囲拡大等

収集する対象資料の範囲拡大を検討するため、記録映画フィルムを収集・保管等している関係施設に対して、所在確認調査を実施し、東京国立近代美術館フィルムセンター、NHK アーカイブス、川崎市市民ミュージアム、日本青年館で関連書類の所在確認がとれた。

また、終戦後、旧満州の奉天と新京のみで東北導報社から約1年あまり発行された日刊の新聞「東北導報」の一部を入手。なお、この新聞は引揚者に対する唯一の刊行物といわれ、当時の状況を調査する上で非常に貴重な資料であり、中国政府は、初回号から最終号まで保管しているが、日本側には公開されていないものである。

イ 寄託資料から寄贈資料への切り替え

これまで、当法人では、貴重な資料が多数寄贈・寄託がされているが、これら資料の積極的な活用を図るため、資料寄託者に寄贈への切替えや寄託の継続を求めた。その際、資料寄託者に対し、資料収集・展示の意義及びその必要性について、毎年度改めて文書を送付し、寄贈等の協力要請を行った。

その結果、この中期計画期間において、58人から寄贈承諾を得ることができ、資料297件を寄贈に切替えることができた。

なお、20年度に再度協力要請を行う予定である。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
寄託から寄贈へお願いした人数	20	14	28	50	49	161
寄贈を承諾した人数（人）	10	2	13	6	27	58
寄贈へ切り替えた件数（件）	87	20	40	12	138	297
寄託の継続希望者・回答がない人	10	12	15	44	22	103

③ 外国政府等の関係資料の収集

外国の政府等が保有する関係資料の収集等の推進を図るため、平成16年3月に「外国資料収集等委員会」を立ち上げ、今後の体系的所在調査、入手、分析方法等の検討を行い、その結果を基に16年度から資料収集を実施し、この計画期間中の資料880件を収集することができた。

なお、18年度に在カザフスタン日本国大使館に人脈を持つ法人理事長自ら同国等を訪問し、同大使館を通じるなどして、公文書館等の関係機関に関係資料の収集のための調査、協力依頼などの働きかけを行った結果、抑留者を管理した組織における資料や戦後強制抑留の詳細な状況等を示す資料など貴重な資料を新たに発見することができ、この資料を入手した。

【16年度】

- ロシア国立軍事公文書館：各方面軍・軍管区における日本人抑留者の人数及び抑留の結果死亡した日本人の人数に関する資料など23件を確認
- モンゴル国家公文書局：強制抑留された日本人がモンゴル国の建設に従事している様子を映した35mm映画フィルム2本組（18分）を複写し、法人の事業として自由に使える権利を取得

【17年度】

- ロシア国立軍事公文書館：収容所の建物の配置、労働使役等の資料926件を確認し、888件を複写

【18年度】

① カザフスタン共和国

文化・情報省情報公文書館委員会、中央国立国家資料館等：様々な企業や機関で労働力として使役された日本人抑留者関係の資料1,243文書を確認し、ダム建設に携わった日本人抑留者の衛生状態等収容所全体の関する資料67文書を入手

② ロシア連邦共和国

ロシア国立社会・政治史公文書館：国家防衛委員会 No.9898cc『日本人捕虜500,000名の受入、収容、労働利用に関する決議』（いわゆる「スターリン文書」）のスターリン本人の署名入り原本のデジタルデータを入手

【19年度】

- ロシア国立映画・写真公文書館、ロシア国立軍事公文書館、ドイツ反ファシスト記念館：ソ連軍と日本軍使

が降伏条件について話し合っている場面、抑留者の武装解除、隊列の行進、収容所内風景等抑留者に関する映像のある映画「日本壊滅」の元フィルム1本、写真42枚、地図3枚、スケッチ1枚を確認した。これらは、20年度に入手を予定。

■当該項目の評価(AA~D)

A

■評価結果の説明

関係者の高齢化や戦後60年以上経過していること等により年々資料等の収集が困難になりつつある環境の中においても、法人では国内のみならず海外においても以下のとおり幅広く資料を収集するための措置を講じており、「目標を十分に達成」と判断できる。

① 国内における関係資料の収集

資料の収集については、各事業年度において平均500件以上収集するとの目標に対し、関係団体への要請、資料館入館者等への個別の働きかけ等、これまで法人が継続して実施している措置が有効に機能したことにより、計画期間中に収集された関係資料は合計3,455件となり、目標(2,250件)を54%と大幅に上回り、「目標を大幅に上回って達成」と認められる。

また、法人は、関係資料の寄託から寄贈への切替えの促進を図り、その地道な取り組みにより、計画期間中において、297件の資料を寄贈へ切替えることができたことは、資料の適切な管理・保存、歴史継承という観点からみて評価できる。

② 外国政府等の関係資料の収集

在カザフスタン日本国大使館に人脈を持つ法人理事長自ら同国等を訪問し、同大使館を通じるなどして、公文書館等の関係機関に働きかけを行った結果、これまでカザフスタン共和国においては、戦後強制抑留関係資料は存在しないとされていたが、抑留者を管理した組織における資料や戦後強制抑留の詳細な状況等を示す資料など貴重な資料を新たに発見することができ、これまで調査に着手できていなかった中央アジア諸国における戦後強制抑留の実態解明につながるものとして大いに評価できる。特に国家の重要文書を外国人が調査する場合には数々の手続上の制約があるなど、膨大な時間と大変な労力が必要とされている旧社会主義国であるカザフスタン共和国において、戦後強制抑留に関する資料を新たに発見するとともに、重要な文書を手に入れたことは極めて大きな成果といえる。

「必要性」

資料収集業務は、関係者に対し慰藉の念を示すため、現存する資料を幅広く収集し後世に伝えていくための重要な業務であり、関係者の高齢化に伴い関係資料が散逸していくことが危惧される状況の中、特に実施する必要性の高い業務である。

「効率性」

関係団体への依頼や資料館・地方展示会等を活用した資料収集を行っており、これらの措置は低コストで収集点数増に寄与していると認められる。

「有効性」

法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成するために有効な手法である。

さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）（案）

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 資料の収集、保管及び展示														
■中期計画の記載事項															
(2)資料の保管 ① 関係資料の体系的な保管を図るために、関係資料カルテの作成を促進する。また、保管スペースの充実等環境の整備を図り、修理等を要する関係資料については、専門家と連携して順次修理等を行う。 ② 希少性の高い貴重な関係資料については、劣化を防止するために定温・定湿倉庫に保管するなどして、常時適切な環境で保存する。また、破損等による被害を防ぐために複製を作成して、展示資料館等における展示に利用する。 ③ インターネットによる提供等を行えるように、関係資料の電子データ化を計画的に推進し、中期目標の期間中に3万点以上の電子データ化を実施する。															
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの4年6月間における小項目ごとの実施結果															
小 項 目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）														
(2) 資料の保管 ① カルテの作成、環境の整備、修理等	(2) 資料の保管 ① カルテの作成、環境の整備、修理等 ア カルテの作成 この計画期間中に寄贈された全ての資料（3,455 件）について、資料の種類、保存状態、経緯、提供者等を記録したカルテを作成し、展示活動、資料に関する質問への回答に活用することとしている。 なお、認可法人時代に収集した資料 13,708 件については、既にカルテの作成は済んでいる。 単位：件 <table border="1" data-bbox="763 1050 1906 1129"> <thead> <tr> <th></th> <th>15 年度</th> <th>16 年度</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資料収集数</td> <td>448</td> <td>727</td> <td>682</td> <td>838</td> <td>760</td> <td>3,455</td> </tr> </tbody> </table> イ 環境の整備 資料の収納スペースが限られていることから、各年度の主な改善施策を次のとおり実施し、資料の保存環境の改善に努めた。		15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計	資料収集数	448	727	682	838	760	3,455
	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計									
資料収集数	448	727	682	838	760	3,455									

**【15年度】**

寄贈資料の拡大を図ることから、資料保管場所を改善するため、資料保管倉庫内の三つの隣接した資料収納室の壁を撤去して、新規に軽量棚等を追加し、床面積約7㎡、棚容積14㎡を新たに確保した。この結果、大型折り畳みコンテナに小型資料を入れるなどして、空間的ロスを解消し収納容積が増加した。

**【16年度】**

衣類資料は、これまでキャスター付ポールハンガーラックに吊り下げ、通路に留置していたが、桐箱に衣類を収納し、通路通行上の安全の確保、衣類資料の負荷を軽減した。

**【17年度】**

絵画資料は、これまで展示会等の行事ごとに整理していたが、作者、サイズごとに、中仕切り・棚板材を利用して新たなスペースを確保し、資料の搬出の利便性を確保した。

**【18年度】**

展示会等での使用済みの複製パネルの整理作業を進め、著作権の問題もあることからこれらを廃棄し、収納スペースを確保した。また、前年に引き続き倉庫内の団積みされた資料を整理し、資料の搬出の利便性を確保した。

**【19年度】**

展示会などで使用するために作成した写真パネル等について整理作業を進め、資料の検索等を容易にした。

**ウ 関係資料の修理等**

計画期間中に寄贈されたすべての資料（3,455件）の現状把握を行い、5段階（A：非常に良好な状態～E：崩れかかっている状態）のランク付け作業を実施した。保存状態が著しく悪い136点の関係資料について脱酸性化処置、裏打ちなどの劣化防止処置及び修復保存処置を行った。また、新たな寄贈資料及び展示会使用後の資料については、その都度現状を把握しランク付け作業を実施した。

**【現状把握の仕方】**

物品資料については、目視確認により、材質別の所蔵資料間で相対評価を行い。紙資料は図書館で使用している「紙の劣化度基準（Excellent～Very brittle）」を参考とした絶対評価を行った。

② 関係資料の適切な保存措置、複製の作成等

② 関係資料の適切な保存措置、複製の作成等

ア 適切な保存措置

関係資料は美術品保管用の定温定湿倉庫（室温 20℃、湿度 60%）に保管している。保管に当たって、紙類、布類、木類、金属類及び皮革類の資料は一括して燻蒸処理を実施し、密封処理済み資料、絵画資料、複製資料とは別々に保管した。また、主に酸化防止を前提とした保護材による保護措置を行った。

紙類の資料については、タトウ紙に包み中性紙製の資料袋に入れた上、木類、金属類、皮革類等の立体物はタトウ紙やビニール袋（空気穴あり）に入れた上、静電気防止素材のコンテナへ収納、軍服等の布類は桐箱に収納することにより、資料に負荷がかからないよう配慮している。

写真資料は、資料によって適正温湿度が異なることから調湿剤を使用し、資料収納コンテナ・文書箱による外気による一定量遮蔽等の温湿度安定措置等を行った。

イ 劣化防止

紙資料のうち、平和祈念展などでの有効活用が見込まれる資料であって、保存状態が著しく悪い資料 136 点について、ドライクリーニング、脱酸処理、密封、裏打ち、防錆処理等、専門的な劣化防止処置及び修復保存処置を行った。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
劣化防止処置・修理保存処置件数（件）	36	34	33	33	0	136

ウ 複製の作成

赤紙、召集令状が届いたことを伝える電報など希少性の高い関係資料については複製を作成し、平和祈念展示資料館に常設展示しているほか、地方展示会等で活用した。

なお、計画期間中に 41 点の複製資料を作成し、平和祈念展示資料館では、平成 19 年度末現在、展示している実物系資料 231 点のうち、155 点が複製資料（全体の 67%）となっている。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
複製資料作成件数(件)	6	18	16	1	0	41



<p>③ 関係資料の電子データ化</p>	<p>エ 複製資料の活用 希少性の高い関係資料の複製は、平和祈念展示資料館に常設展示しているほか、地方展示会、宮崎県等が主催する展示会に貸し出すなど有効に活用した、その実績は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="734 347 1895 518"> <thead> <tr> <th>複製資料の活用件数(件)</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平和祈念展</td> <td>—</td> <td>7</td> <td>15</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>地方展示会</td> <td>53</td> <td>53</td> <td>45</td> <td>63</td> <td>63</td> <td>277</td> </tr> <tr> <td>貸 出</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 関係資料の電子データ化 関係資料の電子データ化を「中期目標の期間中に3万点以上の電子データ化を実施する。」という目標に対し、実物資料及び図書資料 29,266 点の資料名、寄贈者名、資料履歴について、電子データ化を実施した結果、目標の98%とわずかに目標を達成しなかった。 また、電子データ化された関係資料について、利便性の向上に向けたデータベースの整備を行うための基本方針「独立行政法人平和祈念事業特別基金保有実物資料等のデータベース整備方針」（平成17年12月28日理事長決定）を策定した。 なお、各年度の電子データ化の実績は、次表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="734 991 1895 1082"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子データ化件数(点)</td> <td>24,951</td> <td>1,265</td> <td>1,027</td> <td>1,260</td> <td>760</td> <td>29,266</td> </tr> </tbody> </table>	複製資料の活用件数(件)	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計	平和祈念展	—	7	15	22	22	60	地方展示会	53	53	45	63	63	277	貸 出	4	4	4	4	4	20		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計	電子データ化件数(点)	24,951	1,265	1,027	1,260	760	29,266
複製資料の活用件数(件)	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計																																					
平和祈念展	—	7	15	22	22	60																																					
地方展示会	53	53	45	63	63	277																																					
貸 出	4	4	4	4	4	20																																					
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計																																					
電子データ化件数(点)	24,951	1,265	1,027	1,260	760	29,266																																					
<p>■当該項目の評価(AA~D)</p>	<p>B</p>																																										
<p>■ 評価結果の説明 法人は、以下のとおり、資料保管のための諸措置を的確に講じており、「目標を概ね達成できた」と認められる。</p> <p>①適切な保管 ア カルテの作成 計画期間中に寄贈・寄託されたすべての資料（3,455件）について、カルテを作成している。</p>																																											

イ 環境の整備

資料保管場所の環境改善を適切に推進していることは、十分評価できる。

ウ 関係資料の修理等

計画期間中に寄贈されたすべての資料の現状把握を行い、保存状態が著しく悪い136点を劣化防止処置及び修復保存処置を行うなど適切な処置をしていることは、十分評価できる。

② 適切な保存措置等

ア 適切な保存措置

関係資料は、定温定湿倉庫（室温 20℃、湿度 60%）に保管するとともに、資料材質・形態別に適した収納方法を取っていることは、十分評価できる。

イ 劣化防止

保存状態が著しく悪い資料136点について、ドライクリーニング、脱酸処理、密封、裏打ち、防錆処理等、専門的な劣化防止処置及び修復保存処置を行っていることは、十分評価できる。

ウ 複製の作成等

複製資料を作成し、展示に活用するとともに、原資料（一次資料）の劣化防止などを図っていることは、十分評価できる。

③ 電子データ化

計画期間中に3万点以上の電子データ化を実施するとの目標に対し、29,266点の電子データ化を実施し、目標達成率がわずかに及ばず98%で「目標を概ね達成した」と認められる。

「必要性」

資料収集業務は、関係者に対し慰藉の念を示すため、現存する資料を幅広く収集し後世に伝えていくための重要な業務であり、関係者の高齢化に伴い関係資料が散逸していくことが危惧される状況の中、特に実施する必要性の高い業務である。

「効率性」

関係資料については、保存方法等を検討し、効率的に将来へ残しておく必要がある。

「有効性」

法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的を達成するために有効な手法である。

さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）(案)

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 資料の収集、保管及び展示
■中期計画の記載事項	
<p>(3) 資料の展示</p> <p>① 平和祈念展示資料館 平和祈念展示資料館において、関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、関係資料を展示すると同時に、グラフィック、映像、模型等を用いるなど展示内容の充実、展示資料の定期的な入替え等を行い、若年層等の入館者を増加させる。 また、説明員の配置による入館者への個別説明の実施、開館日・開館時間の弾力化等を行う。 その他、積極的な広報活動の展開、団体客の誘致等を行うことにより、中期目標の期間中における入館者数を 20 万人以上とする。 なお、事務室の移転に伴い、平和祈念展示資料館を、より集客効果の見込めるフロアに移すこととする。</p> <p>② 特別企画展 関係資料の効果的な活用を図るため、特別企画展を計画的に開催し、各回の入場者数を 3,000 人以上とする。</p> <p>③ 平和祈念展 関係資料の効果的な活用を図るため、平和祈念展を計画的に開催し、各回の入場者数を 1 万人以上とする。</p> <p>④ 地方展示会 関係資料の効果的な活用を図るため、全国各地で基金の直轄又は関係団体への委託により、地方展示会を計画的に開催する。展示内容、会場、広報の状況等を踏まえ、各回の入場者の目標を設定し、中期目標の期間中における入場者数を 10 万人以上とする。</p> <p>⑤ アンケートの実施 平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、各事業年度において、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るよう展示内容の充実を図り、その結果を以後の展示内容に反映させる。</p> <p>⑥ ホームページによる提供 電子データ化された関係資料をホームページにおいて積極的に公開する。</p> <p>⑦ 関係資料の貸出し 基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示会等の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。</p>	
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果	
小 項 目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）

(3) 資料の展示

① 平和祈念展示資料館

① 平和祈念展示資料館

ア 展示内容の充実等

【15・16年度】

外部有識者で構成する資料展示委員会（平成13年4月13日 常設展示場開設等推進本部長決定）を開催し、「平和祈念展示資料館リニューアル」に向けた検討を行い、展示資料館の様態替え等を実施していくこととした。

【17年度】

17年7月に展示資料館のリニューアルを行った。リニューアルに際しては、来館者の視点に立って、アンケートから得られた要望、意見も参考にし、展示資料の数を約340点から約420点に増やしたことに加え、定期的に資料の入れ替えが可能な「特設コーナー」、「ビデオブースコーナー」、「体験コーナー」を設けた。

【19年度】

中期目標の「事務所の移転に伴い、集客効果の見込めるフロアに移すこと」に対して、平成19年9月～10月の2ヵ月間で、平和祈念展示資料館を新宿住友ビル31階から48階のレストラン街へ移転させた。

この移転に際しては展示面積が減少したものの、平成17年7月のリニューアル後の展示容量（実物資料231点、グラフィック類199点）を維持することができた。

なお、48階からの眺望という地の利を活かすことにより、来館者ホスピタリティーの向上を図った。

イ 説明員等の配置

事前に資料館の説明を希望した来館者に対して、語り部や説明員による案内を行ったほか、当日急遽説明を希望された者に対しても対応をした。

なお、18年度から、ゴールデンウィークや夏休み期間中の土日など入場者が多数来館される日には、語り部も資料館に配置した。

説明員等が対応した来館者数

単位：人

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
団体見学者数	2,200	5,043	4,544	5,681	3,691	21,137
説明員等が対応した人数	880	1,059	1,062	1,410	1,355	5,766
割合(%)	40	21	23	25	37	27

ウ 開館日・開館時間の弾力化等

特別企画展等展示会開催中における臨時開館、平和祈念フォーラムの実施日における開館時間延長を実施することにより、利用者のニーズに合わせた開館日・開館時間の弾力化を行った。また、開館時間前に、団体見学者などが資料館入口に集合していた場合、開館の便宜を図るなど、可能な限り積極的に対応した。

エ 積極的な広報活動

計画期間中の主な広報活動は、以下のとおり実施した。

【15年度】

- ① 全国の中学校 3,000 校に啓発用ビデオ及び資料館案内パンフレットを送付するとともに、視聴アンケート調査を実施
- ② 資料館案内の掲載について、進学情報紙、旅行雑紙等各種情報紙に働きかけ
- ③ 首都圏における交通広告を開始（次年度以降も）
- ④ 関係資料館にパンフレットを設置しポスターの掲載を依頼

【16年度】

- 全国の小学校 3,000 校に啓発用ビデオ及び資料館案内パンフレットを送付するとともに、視聴アンケート調査を実施（17年度も実施）

【17年度】

- ① 校内放送番組制作コンクールの対象校にパンフレットを送付（次年度以降も実施）
- ② 書状等贈呈事業の新聞広告での資料館案内の掲載（18年度も実施）

【18年度】

- ① 全国の中学校 5,000 校に 18 年度作成の資料館紹介の DVD 及び案内パンフレットを送付するとともに、視聴アンケート調査を実施
- ② 若者やオピニオンリーダーを対象とした少年写真ニュース、日本教育新聞等に資料館案内を掲載

【19年度】

特別記念事業の周知を中心に、平成 19 年度においては、次のとおり各種媒体を用いて広報を行った。

- ① 法人の事業内容、活動現況等の周知を図るため、地方自治体、関係行政機関、関係団体に年報(18 年度版 2,958 部)、事業案内(8,031 部)を配布

② 特別企画展及び平和祈念フォーラム並びに寄贈資料展のポスターを新宿住友ビル1階エレベータホールに掲示するとともに、ビル受付にチラシを配置

オ 入館者数

中期目標期間中の「入館者数20万人以上とする。」との目標に対し、予期していなかった事務所・資料館の移転に伴い平成19年9月～10月の2か月間、資料館を臨時休館したことにより、入場者数198,814人となった。

しかし、過去の9月及び10月の入館者数の平均値(9月3,544人、10月3,095人 計6,639人)を用いて入館者数を推計すれば、入館者数は目標20万人を上回る205,453人となる。

なお、移転後5か月間(平成19年11月～平成20年3月)の入館者数は18,834人と、前年同期比で2,517人(15.4%)の増加となっている。これは、これまでの事務フロアからより集客効果の見込めるレストラン街に移転した効果が現れ始めたこと、特別企画展の開催を平成19年2月19日～3月16日に開催したことによるものと思われる。

中期計画中の資料館入館者数

単位：人

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
入館者数	24,600	53,629	40,182	44,816	35,587	198,814
1日平均	159	172	130	144	138	148

②特別企画展

②特別企画展

中期目標期間中の「各回の入館者数を3,000人以上とする。」との目標に対し、9回の特別企画展を開催し8回で目標を超えており、残りの1回も目標の3,000人をわずかに下回る2,920人となっている。なお各年度の状況は次のとおり。

特別企画展開催状況

(開催時期等)	(テーマ)	(入場者数)	(目標達成率)
15年11月9日(日)～30日(日)22日間	凍土の大地シベリア抑留労苦の日々 —戦後強制抑留絵画展—	4,488人	150%

	16年2月14日(土)～3月7日(日) 22日間	漫画に語り継ぐ引揚げ体験の労苦 —引揚げ体験者著名漫画家の作品から—	3,808人	127%	
	16年11月7日(日)～28日(日) 22日間	写真と証言で知る兵士の労苦	4,071人	136%	
	17年2月5日(土)～27日(日) 22日間	戦後強制抑留絵画展—かえりみる シベリア抑留労苦の日々—	3,850人	128%	
	17年10月22日(土)～11月13日(日) 23日間	終戦60年 今語り継ぐ海外引揚者の の労苦—昭和20年夏、満州では—	2,920人	97%	
	18年2月4日(土)～26日 22日間	絵手紙・絵画・写真が語る兵士の労苦	3,150人	105%	
	18年11月11日(土)～12月3日(日) 23日間	戦後強制抑留絵画展「凍土の大地 シベリアで—強制抑留者の実相—」	3,411人	114%	
	19年2月10日(土)～3月4日(日) 22日間	昭和20年 満州引揚者の悲劇 ～祖国日本までの苦難の日々～	3,046人	102%	
	20年2月19日(火)～3月16日(日) 26日間	平成19年度 寄贈資料展	4,927人	164%	
	③平和祈念展	③ 平和祈念展 平和祈念展は毎年松坂屋銀座店で開催し、中期目標期間中の「各回の入館者数を1万人以上とする。」との目標に対し、各年度とも大幅に目標を達成している。なお、各回の概要は、次のとおり。 平和祈念展開催状況			
		(開催時期等)	(テーマ)	(入場者数)	(目標達成率)
16年8月12日(木)～17日(火) 6日間	今は亡き戦争体験の語り部を偲びつつ	11,624人	116%		
17年8月11日(木)～16日(火) 6日間	終戦60年 世代を越えて！ 今語り継ぐ戦争体験の記憶	14,717人	147%		
18年8月10日(木)～15日(火) 6日間	語り継ごう！戦争、シベリア、そして 引揚げ—海外引揚者660万人の労苦—	15,146人	151%		
19年8月15日(水)～21日(火) 6日間	昭和の証言—戦争体験を風化させない ために—	12,144人	121%		

④地方展示会

④ 地方展示会

地方展示会においては、中期目標期間中の「入場者数を 10 万人以上とする。」との目標に対し、入場者の延べ人数は約 75,540 人と目標の 76%であった。

地方展示会の入場者数

単位：人

地方展示会の実施主体	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
平和祈念事業特別基金	約 6,000	約 3,420	約 5,400	約 2,200	約 1,580	約 18,600
(社)元軍人軍属短期在職者協力協会(委託)	約 11,000	約 1,500	約 2,050	約 1,750	約 1,390	約 7,790
(財)全国強制抑留者協会 (委託)	約 4,800	約 11,250	約 9,000	約 13,200	約 10,900	約 49,150
計	約 11,900	約 16,170	約 16,450	約 17,150	約 13,870	約 75,540

⑤アンケートの実施

⑤ アンケートの実施

「平和祈念展示資料館の入館者等に対しアンケートを実施し平均で過半数の者から満足した回答を得るような展示内容の充実を図り、その結果を以後の展示内容に反映させる。」との目標に対し、催し物の入場者の 8 割以上の者からの満足を得ることができた。

また、アンケート結果を展示内容に反映させたものは、17 年度において、平和祈念展示資料館のリニューアルに当たり、①説明文字を大きくした②資料のレプリカなどに実際に触れられることのできる体験コーナーを設置したものや、19 年度において、語り部の配置を増やしたものがある。

○ 平和祈念展示資料館でのアンケート結果

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
入館者数 (人)	24,600	53,629	40,182	44,816	35,587
回答者数 (人)	1,124	2,065	1,366	1,558	1,823
回答者のうち「良かった」と回答した数 (割合)	約 8 割	約 8 割	約 8 割	1,322 (85%)	1,518 (83%)



○ 特別企画展でのアンケート結果

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
入場者数 (人)	8,296	7,921	6,070	6,457	4,927
回答者数 (人)	1,186	542	707	980	312
回答者のうち「良かった」と回答した割合	1,033 (87%)	489 (90%)	518 (73%)	742 (76%)	270 (87%)

○ 平和祈念展（銀座展）でのアンケート結果

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
入場者数 (人)	15年度	11,624	14,717	15,146	12,144
回答者数 (人)	は認可	1,523	1,593	1,790	648
回答者のうち「良かった」と回答した数（割合）	法人で 実施	1,248 (82%)	1,297 (81%)	1,468 (82%)	566 (87%)

平和祈念展（地方展）でのアンケート結果

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
入場者数 (人)	5,970	3,416	5,406	2,202	1,581
回答者数 (人)	1,129	390	688	588	637
回答者のうち「良かった」と回答した数（割合）	939 (83%)	340 (87%)	550 (80%)	489 (83%)	563 (89%)

⑥ ホームページによる提供

⑥ ホームページによる提供

「電子データ化された関係資料をホームページにおいて積極的に公開する。」という目標に対し、公開するために、公衆送信権等著作権法、個人情報保護法などに基づく基準を整理するとともに、公開の内容・規模等問題点、課題について、内部において検討を行い、20年度にも関係団体を通じて執筆者の承諾を得ることとした。

<p>⑦関係資料の貸出し</p>	<p>⑦ 関係資料の貸出し 「関係資料の貸出しを積極的に行う。」という計画に対し、貸出しを希望した地方公共団体等の開催する展示会等に対し、関係資料の貸出しを積極的に行った。</p> <table border="1" data-bbox="591 360 1890 544"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出先（か所）</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>貸出資料数（点）</td> <td>181</td> <td>189</td> <td>400</td> <td>197</td> <td>190</td> <td>1,157</td> </tr> <tr> <td>入場者数（人）</td> <td>約 6,000</td> <td>約 27,000</td> <td>約 55,000</td> <td>約 50,000</td> <td>約 47,000</td> <td>約 185,000</td> </tr> </tbody> </table>		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計	貸出先（か所）	4	4	8	5	4	25	貸出資料数（点）	181	189	400	197	190	1,157	入場者数（人）	約 6,000	約 27,000	約 55,000	約 50,000	約 47,000	約 185,000
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計																							
貸出先（か所）	4	4	8	5	4	25																							
貸出資料数（点）	181	189	400	197	190	1,157																							
入場者数（人）	約 6,000	約 27,000	約 55,000	約 50,000	約 47,000	約 185,000																							
<p>■当該項目の評価（AA～D）</p>	<p>B</p>																												
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>法人では、関係者の労苦を国民に理解してもらうため、資料の展示について諸措置を講じており、地方展示会の入場者が目標を下回るとともに、展示資料館も若干目標を下回ったものの、特別企画展、平和祈念展が中期目標の入場者数を超えたことは、中期目標を「概ね達成できた」と認められる。</p> <p>「必要性」 関係資料を幅広く展示することで関係者の労苦を国民に周知することは、法人が目的としている「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示す」ことを達成するために極めて重要な業務である。 特に、年月の経過とともに記憶が風化することを防ぎ、関係者の労苦を後世に継承していくことは極めて重要であり、法人として必要不可欠な業務と考える。</p> <p>「効率性」 企画立案段階から、アンケートの活用、地方公共団体の活用、平和祈念フォーラムと特別企画展の広報の一体化などにより、効率的な資料館展示や各種催しを実施していく必要がある。</p>																													

「有効性」

法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは法人の目的達成に有効な手法である。

さらに法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）（案）

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2.調査研究																																																																						
■中期計画の記載事項																																																																							
(1) 労苦の実態把握 関係団体への委託により計画的に実施する体験者の手記による調査、聞き取り調査その他の調査を通じ、関係者の労苦の実情を把握する。 当時の文献等を幅広く調査研究することにより情報の蓄積を行い、また、公的資料との比較を行うこと等により、その実態を明らかにする。																																																																							
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果																																																																							
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）																																																																						
(1) 労苦の実態把握	<p>(1) 労苦の実態把握</p> <p>①関係者の労苦の実情を把握するため、関係団体に対し労苦採録の委託を行った。その結果、恩給欠格者 391 件、戦後強制抑留者 256 件、引揚者 125 件の手記等を収録し、これらを戦史叢書、陸海軍辞典、地名・人名辞典等と照合し、史実との整合性、客観性の担保に努め、これらの結果を「平和の礎」として刊行した。</p> <p style="text-align: center;">関係者からの労苦採録状況 <span style="float: right;">単位：件</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>15 年度</th> <th>16 年度</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恩給欠格者</td> <td>75</td> <td>75</td> <td>75</td> <td>91</td> <td>75</td> <td>391</td> </tr> <tr> <td>手記</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>31</td> <td>20</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>聞き取り</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>60</td> <td>55</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>戦後強制抑留者</td> <td>55</td> <td>71</td> <td>51</td> <td>36</td> <td>43</td> <td>256</td> </tr> <tr> <td>手記</td> <td>27</td> <td>29</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>聞き取り</td> <td>28</td> <td>42</td> <td>26</td> <td>16</td> <td>23</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>引揚者</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>手記</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>聞き取り</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>②また、15 年度及び 16 年度に戦後強制抑留者の収容所での生活、強制労働等の実態を解明するため、ロシア国内の収容所跡地、強制労働に関する作業所、埋葬地等の探索及び写真撮影等について、財団法人全国強制抑留者</p>		15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計	恩給欠格者	75	75	75	91	75	391	手記	20	20	20	31	20	111	聞き取り	55	55	55	60	55	280	戦後強制抑留者	55	71	51	36	43	256	手記	27	29	25	20	20	121	聞き取り	28	42	26	16	23	135	引揚者	25	25	25	25	25	125	手記	25	25	25	25	25	125	聞き取り	0	0	0	0	0	0
	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計																																																																	
恩給欠格者	75	75	75	91	75	391																																																																	
手記	20	20	20	31	20	111																																																																	
聞き取り	55	55	55	60	55	280																																																																	
戦後強制抑留者	55	71	51	36	43	256																																																																	
手記	27	29	25	20	20	121																																																																	
聞き取り	28	42	26	16	23	135																																																																	
引揚者	25	25	25	25	25	125																																																																	
手記	25	25	25	25	25	125																																																																	
聞き取り	0	0	0	0	0	0																																																																	

	<p>協会に業務委託し、「戦後強制抑留者の労苦の実態に関する調査報告書」として法人に報告された。</p> <p>③更に、社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会に委託して、いわゆる恩給欠格者の労苦の実態を把握するため、図書・文献についての調査、戦域・作戦・部隊ごとの証言の収集、専門家意見の聴取及びその取りまとめを行った。その結果、15件の証言、231件の体験記等を得、19年度に「平成19年度恩給欠格者の労苦の実態に関する調査研究報告書」を作成した。</p>
<p>■当該項目の評価(AA~D)</p>	<p>A</p>
<p>■評価結果の説明</p> <p>関係団体に対し、調査の委託を行いそのとりまとめを行うとの目標に対し、年々関係者の高齢化が進展しており、関係者の手記による労苦の採録が困難になりつつある中、今期採録件数が772件を確保した点は評価できる。</p> <p>また、手記以外の採録方法として、聞き取りによる調査を行っているが、これは、体験者の高齢化に対応した方策であり、年月の経過により風化し、本人の記憶も薄れていく中で関係者の労苦の幅広い実情把握にとって意義が深いと認められ、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>今後は、これまで蓄積した情報についてさらなる活用を図ることが期待される。</p> <p>「必要性」</p> <p>労苦の実態把握は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、労苦の実態を解明し、国民にわかりやすく解説することが必要である。</p> <p>特に、関係者の高齢化が進展している状況の下、労苦の採録が困難な状況等もあり、労苦体験者から直接又は間接にその実態を聴取し記録に留める必要性は高いものとする。</p> <p>「効率性」</p> <p>地方組織を有しない法人が全国から労苦を採録するためには、地方組織を有する関係団体に委託して手記又は聞き取り調査を実施することが効率的な手法と認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>関係者の労苦の実態について直接体験者本人又はご遺族から語っていただくことが、後世への継承という観点から極めて有効である。</p>	

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）（案）

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2. 調査研究
■中期計画の記載事項	
(2) 記録史の作成 ① 戦後強制抑留者の労苦に関する総合的な記録史の作成を目指し、「戦後強制抑留史」の編纂を引き続き進め、中期目標の期間中に完成させる。 ② 「旧軍人軍属短期在職者労苦史」（仮称）の編纂に着手する。	
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果	
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
(2) 記録史の作成	(2) 記録史の作成 ① 「戦後強制抑留史」の編纂 中期目標の計画期間中に完成させるという目標に対し、16 年度中に最終的編纂を完了した。 ② 「旧軍人軍属短期在職者労苦史」（仮称）の編纂 15 年度：委員会を設置し編纂に向けた検討を行い、当面中国州地域を着手することとした。 16 年度：大連、旅順等において現地調査を実施した。 17 年度：同史の編纂については、法人を取り巻く情勢と事業の期間、費用等を十分踏まえて、事業展開を行うこととし、社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会に委託して、部隊、戦域等に関する証言を採録するとともに、体験記等の関係図書・文献について各地の図書館等での探索を行った。 なお、『戦後強制抑留史』（全 8 巻）の刊行に 10 年を要したことにかんがみ、「旧軍人軍属短期在職者労苦史」の出版物としての刊行が法人の存続期限である平成 22 年 9 月までに終了する見通しが見つからないことから、これは行わないこととした。
■当該項目の評価(AA～D)	A
■評価結果の説明	

戦後強制抑留史については、中期計画期間中に完成との目標に対し、平成 16 年度に最終的に編纂を完了したことは、早期に目標を達成したものと評価できる。

また、旧軍人軍属短期在職者労苦史編纂については、旧満州地域における労苦の実態を調査するなど事業に着手した。

以上のことから「目標を十分達成」したと認められる。

#### 「必要性」

記録史等の編纂は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、労苦の実態を解明し、国民に分かりやすく解説する本業務必要性は高い。

また、労苦の実態、当時の国際情勢、国内事情等各般の事項を可能な限り客観的かつ詳細に記述しようとするもので、年月の経過に伴う資料の散逸等を防ぎ、まとまった形で後世に残すことは、労苦の継承という法人の目的に照らして必要な施策である。

#### 「効率性」

旧軍人軍属短期在職者労苦史編纂については、旧満州地域における労苦の実態を調査した後、法人を取り巻く情勢と事業の期間、費用等を十分踏まえて、事業展開を行うこととし、直轄事業から社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会に委託して実施したことは、効率的である。

#### 「有効性」

記録史の作成は、年月の経過に伴う資料の散逸等を防ぎ、まとまった形で後世に残すことは、労苦の継承という観点から有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）(案)

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2.調査研究
■中期計画の記載事項	
(3) 外国調査の実施 旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等における資料の探索及び収集を計画的に実施する。	
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果	
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
(3) 外国調査の実施	<p>旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等の外国調査の実施については、資料の探索及び収集を計画的に実施するとの目標に対し、専門家による「外国資料収集委員会」での検討を踏まえ関係資料の所在を毎年度調査を実施し、その後必要に応じて資料を入手した。</p> <p>なお、各年度の主な実績は、次のとおり。</p> <p>【15 年度】</p> <p>○ 法人内に専門家による「外国資料収集等委員会」を設置(16 年 1 月 15 日理事長決定)し、ロシア連邦内における公文書保管庁別保有資料の特性について意見交換をし、今後の所在調査の仕方、資料内容の分析を検討。</p> <p>【16 年度】</p> <p>① 「外国資料収集等委員会」の委員に翻訳家を新たに追加。</p> <p>② 資料の収集を開始し、映像資料関係についてロシア連邦・モンゴル国において所在調査を実施し、モンゴル国国家公文書局国立中央公文書館所蔵の映像資料（強制抑留された日本人がモンゴル国の建設に従事している様子を映したもの）を入手。</p> <p>【17 年度】</p> <p>① 「外国資料収集委員会」で旧ソ連から分離独立した中央アジア諸国に関する調査を進めることを決定。</p> <p>② ロシア国立軍事公文書館において、現物資料を複写入手し、中央アジア諸国の強制収容所における建物の配置、労働使役等に関する情報を得た。</p>



	<p>【18年度】  カザフスタン共和国における所在調査を実施し、従来、同国には資料が存在しないとされていたが、抑留者を管理した組織に関する資料を発見し、同国から 1,243 文書の日本人抑留関係資料を確認することができた。  中でも、新たに発見したダム建設の抑留者の衛生状態、死亡率、医療等収容所全体に関する資料 67 文書入手し、戦後強制抑留資料を分析するに当たって、ダム建設に従事した抑留者の人数、健康診断の状況、収容所の者の抑留状況等を明らかにする必要性のある 12 文書について、日本語に翻訳。</p> <p>【19年度】  ロシア連邦で資料所在調査を実施し、国立映画・写真資料公文書館等から映像資料、写真資料、地図、スケッチを確認。</p>
<b>■当該項目の評価(AA~D)</b>	A
<p><b>■評価結果の説明</b></p> <p>旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等における資料の探索及び収集を計画的に実施するとの目標に対し専門家による「外国資料収集等委員会」の検討を踏まえ、資料の探索し、必要な資料を入手したことは、「目標を十分達成した」と判断できる</p> <p>「必要性」  外国調査の実施業務は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、戦後強制抑留者の労苦体験の実態を明らかにするためには、旧ソ連、特にロシア連邦等が保有する関係資料の収集・分析が必要である。</p> <p>「効率性」  ロシア連邦等の公的機関が保有する資料の収集等に当たって、専門家により構成される委員会を設置し、専門性、客観性等を確保したこと。また、収集のための所在調査をまず実施し、必要に応じて入手することは、効率的である。</p> <p>「有効性」  戦争体験の労苦に関する実態を多面的に明らかにし、かつ、客観性を担保するためには、相手当事国の公的機関が保有する資料の収集と分析が不可欠であり、有効な手段である。</p>	

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）（案）

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3. 記録の作成・頒布、講演会等の実施等
■中期計画の記載事項	
<p>(1) 記録の作成・頒布</p> <p>① 総合データベースの構築 総合データベースシステムを構築して、調査研究の成果等の整理・電子データ化を推進し、中期目標の期間中に2万件以上の登録を行う。</p> <p>② ホームページによる提供 総合データベースシステムをホームページにもリンクさせ、外部から閲覧できるようにし、関係者の労苦に対する理解の促進と関心の喚起等を図る。</p> <p>③ 調査研究の成果の出版等 調査研究の成果を「平和の礎」等として出版し、そのダイジェスト版等も作成する。 また、関係者の証言等を編集した音声・映像による記録の作成を推進する。</p> <p>④ 出版物等の活用 出版物等は、平和祈念展示資料館等における展示、広報資料の作成等に積極的に活用する。 また、全国の公立図書館、小中学校等に配布することにより、関係者の労苦について国民の理解の促進と関心の高揚を図る。</p>	
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの4年6月間における小項目ごとの実施結果	
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
<p>(1) 記録の作成・頒布</p> <p>① 総合データベースの構築</p>	<p>(1) 記録の作成・頒布</p> <p>① 総合データベースの構築 調査研究の成果等の電子データ化を中期目標期間中に2万件以上の登録を行うとの目標に対し、17,879 件の登録で目標を下回ったものの、調査研究の成果の電子データ化は完了しており、今後は、ホームページにリンクさせることを検討しており、外部から閲覧できるようにするための基礎資料として整備した。 なお、各年度の実績は、次のとおり。</p>

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
データ化件数	2,373	5,310	5,144	4,914	138	17,879

②ホームページによる提供

② ホームページによる提供

総合データベースシステムを外部から閲覧できるようにするとの目標に対し、著作権者から承諾を得た『戦後強制抑留史』の資料編等の部分の一部が閲覧できる。

なお、平和の礎については、閲覧させる方向で検討を進めた結果、20年度にも執筆者の承諾を得ることとしている。

③調査研究の成果の出版等

③ 調査研究の成果の出版等

手記又は聴き取り調査での労苦を「平和の礎」等で出版するとの目標に対し、出版物を刊行するとともに、関係者の証言等の記録を作成している。なお、各年度の実績は、次のとおり。

【15年度】

○平和の礎 第14巻

軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦（採録件数 73件 579頁）

シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦（採録件数 54件 447頁）

海外引揚者が語り継ぐ労苦（採録件数 25件 451頁）

【16年度】

○平和の礎 第15巻

軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦（採録件数 68件 529頁）

シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦（採録件数 65件 577頁）

海外引揚者が語り継ぐ労苦（採録件数 25件 477頁）

○「平和の礎」選集・児童書（子供版）

○「平和の礎」選集（ダイジェスト版）

○ビデオ「悲劇と労苦の地・樺太」

<p>④出版物等の活用</p>	<p>【17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平和の礎 第16巻 <ul style="list-style-type: none"> <li>軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦（採録件数 72件 613頁）</li> <li>シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦（採録件数 48件 475頁）</li> <li>海外引揚者が語り継ぐ労苦（採録件数 25件 482頁）</li> </ul> </li> <li>○ビデオ「シベリア抑留 その足跡を訪ねて—イルクーツク～タイシェット周辺—」</li> </ul> <p>【18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平和の礎 第17巻 <ul style="list-style-type: none"> <li>軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦（採録件数 80件 666頁）</li> <li>シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦（採録件数 33件 353頁）</li> <li>海外引揚者が語り継ぐ労苦（採録件数 24件 453頁）</li> </ul> </li> <li>○「平和の礎」選集3</li> <li>○DVD「あなたはこの真実を知っていますか？戦争・抑留・引揚げ～平和祈念展示資料館を訪ねて～」</li> <li>○「遙かなる紅い夕陽」（漫画）</li> </ul> <p>④ 出版物の活用等</p> <p>出版物等を積極的に活用することの目標に対し、刊行した「平和の礎」を全国主要図書館等に配付したほか、法人主催の講演会・展示会等で配付した。また、平和祈念展示資料館での閲覧に供し、希望者には配付した。</p> <p>なお、啓発用ビデオについても、全国主要図書館等に配付したほか全国の中学校に送付し、展示資料館内のビデオシアターで定期的に上映した。</p>
<p>■当該項目の評価(AA～D)</p>	<p>B</p>
<p>■評価結果の説明</p> <p>目標に対する各項目の実績は、以下のとおりであり、「目標を概ね達成した」と認められる。</p> <p>① 総合データベースの構築</p> <p>調査研究の成果の電子データ化は目標の2万件を下回ったものの、既存成果の電子データ化は全て完了していること。</p>	

② ホームページによる提供

総合データベースシステムを外部から閲覧できるようにするとの目標に対し、『戦後強制抑留史』のうち、著作権者から承諾を得た部分の閲覧ができること。

③ 調査研究の成果の出版等

平和の礎 4巻やビデオ、DVD を出版・編集するなどして積極的に調査研究の成果を出版等していること。

④ 出版物の活用等

図書館等に対して、積極的に配布したほか、講演会、平和祈念展示資料館等で配布したこと。更には、ビデオも資料館で定期上映するなど活用を図ったこと。

「必要性」

記録の作成・頒布業務は、関係者の労苦を後世に語り継ぐための業務であり、国民の理解を深めるための新たな手段として法人が保有する資料をホームページで公開することや、調査研究の成果の出版等を行い、これを広く国民に周知することの必要性は高いものと認められる。

「効率性」

法人が保有する資料をインターネットで公開することは、比較的安価に、国民が居ながらにして閲覧可能となる極めて効率的な手段であるため、今後も積極的にホームページでの公開を行っていく必要がある。

「有効性」

国民の理解を深めるためには、情報発信の手段方法はその数が多いほど望ましいと考えられる。特に、地方で身近に展示資料等のない者にとって、インターネットや出版等は有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）（案）

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3. 記録の作成・頒布、講演会等の実施等																												
■中期計画の記載事項																													
<p>(2) 講演会等の実施</p> <p>① 講演会等の開催 関係者の労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会、フォーラム等を、各事業年度において平均5回以上開催する。</p> <p>② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を、関係団体への委託により、全国各地で各事業年度において平均 15 回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。</p> <p>③ 校内放送番組制作コンクールの実施 関係者の労苦に関する教育分野における理解の拡充を図るため、その一環として戦争体験の労苦をテーマとした校内放送番組制作コンクールを行い、その制作過程を通じて若い世代が労苦理解の一層の促進を図るとともに一般国民の関心の喚起を図る。</p>																													
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果																													
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）																												
<p>(2) 講演会等の実施</p> <p>① 講演会等の開催</p>	<p>(2) 講演会、フォーラムの実施</p> <p>① 講演会、フォーラムの開催 講演会等の開催を年平均 5 回以上開催するとの目標に対し、この中期計画期間中の開催回数は、平均 3.8 回で目標を下回った。 なお、各年度の実績は、次のとおり。</p> <p style="text-align: center;">フォーラム、講演会の開催回数 <span style="float: right;">単位：回</span></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>15 年度</th> <th>16 年度</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フォーラム</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>地方講演会</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>平均</td> <td>3.8</td> </tr> </tbody> </table>		15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計	フォーラム	4	4	2	2	1	13	地方講演会	—	1	1	1	1	4						平均	3.8
	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計																							
フォーラム	4	4	2	2	1	13																							
地方講演会	—	1	1	1	1	4																							
					平均	3.8																							

②戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を年平均 15 回以上開催するとの目標に対し、この中期計画期間中の開催回数は平均 20.4 回で、開催に当たって「地方展示会との連携を図る」との目標に対しても、開催総数 92 回中展示会との同時開催は 52 回（57%）であった。なお、各年度の実績は、次のとおり。

戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催状況

単位：回

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
(社)元軍人軍属短期在職者協力協会	4	6	8	6	6	30
(財)全国強制抑留者協会	6	11	9	15	16	57
(社)引揚者団体全国連合会	1	1	1	1	1	5
計	11	18	18	22	23	92
展示会との同時開催	4	13	13	11	11	52
					平均	20.4

③校内放送番組制作コンクールの実施

③ 校内放送番組制作コンクールの実施

若い世代が労苦理解の一層の促進を図るとともに一般国民の関心の喚起を図るとの目標に対し、校内放送番組制作コンクールの回数を重ねるたびに参加校が増えたことに加え、地域が拡大したこと。また、18 年度以降コンクールの入賞作品及び表彰式の模様などが CS のテレビ局（日経 CNBC）で放送された。

	参加学校数等	参加高校の所在都道府県
第 1 回コンクール（16 年度）	19 校 19 作品	東京(7) 神奈川(4) 埼玉(2) 千葉(2) 茨城(1) 群馬(1) 山梨(1) 静岡(1)
第 2 回コンクール(17 年度)	20 校 20 作品	東京(12) 神奈川(2) 埼玉(1) 千葉(1) 茨城(1) 山梨(1) 栃木(1) 福岡(1)
第 3 回コンクール(18 年度)	21 校 22 作品	東京(8) 神奈川(1) 埼玉(1) 千葉(1) 静岡(1) 北海道(4) 青森(1) 愛知(1) 兵庫(1) 岡山(1) 愛媛(1)
第 4 回コンクール(19 年度)	24 校 30 作品	東京(2) 神奈川(2) 千葉(1) 静岡(2) 北海道(4) 青森(1) 宮城(1) 京都(3) 兵庫(4) 岡山(1) 鳥取(1) 高知(1) 愛媛(1) 鹿児島(1)

## ■評価結果の説明

目標に対する各項目の実績は、以下のとおりであり、「目標を概ね達成した」と認められる。

## ① 講演会等の開催

計画期間中の開催は、平均 5 回以上という目標を下回る平均 3.8 回であったことから、今後は拡充を図る必要がある。

## ② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

計画中の開催は、平均 15 回以上という目標に対し平均 20.4 回と大幅に上回っており、大いに評価できる。

## ④ 校内放送番組制作コンクールの実施

参加を関東圏から日本全国に広げたことなどにより、回を重ねるごとに参加校が地域の広がりを含め拡大し、若年層の理解が深まったことは評価できる。

## 「必要性」

講演会その他の催しを実施して、関係者の労苦を広く周知することは、国民の理解を深め、労苦を後世に継承するとの法人の目的に照らして、必要不可欠な施策と認められる。

## 「効率性」

地方展示会と労苦を語り継ぐ集いについて、その一部について、一体的に開催して経費や人員の節約を図るなど、効率的な運営とするよう工夫している。

## 「有効性」

国民各層を対象とする講演会等において、労苦についての国民の理解を深め、後世に語り継いでいく上で極めて有効な施策と認められる。



独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）（案）

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3. 記録の作成・頒布、講演会等の実施等																												
■中期計画の記載事項																													
(3) 語り部の育成 関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、「語り部」を育成して、平和祈念展示資料館に配置する。 また、教育活動や総合学習の場、公民館等を利用した催事等に派遣し、地域住民、特に若い世代の戦争体験の労苦理解の促進に資する。																													
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果																													
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）																												
(3) 語り部の育成	<p>(3) 語り部の育成 語り部を育成し、平和祈念展示資料館に配置するとともに、教育活動の場等に派遣するという目標に対し、この中期計画期間中において、「語り部」を 25 人育成し、展示資料館に延べ 241 人を配置し、教育現場に延べ 54 人を派遣した。</p> <p style="text-align: center;">語り部の育成人数 <span style="float: right;">単位：人</span></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>15 年度</th> <th>16 年度</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別語り部</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>総合語り部</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>平和祈念展示資料館に配置した「語り部」には、「総合語り部」と「個別語り部」があり、「総合語り部」は平日資料館に常駐し、主に説明を希望される団体入館者の対応に当たっており、直接語りかけ、質問に答えるなど相互交流を図った。 また、「個別語り部」は、ゴールデンウィークや夏休み期間中に、恩給欠格者・戦後強制抑留・海外からの引揚げの各コーナーに配置し、多くの入館者に積極的に語りかけ、理解と感銘を与える工夫と努力を行った。</p>		15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計	個別語り部	11	5	4	2	—	22	総合語り部	2	—	—	—	1	3	計	13	5	4	2	1	25
	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計																							
個別語り部	11	5	4	2	—	22																							
総合語り部	2	—	—	—	1	3																							
計	13	5	4	2	1	25																							

平和祈念展示資料館で団体に対応した語り部の延べ人数 単位：人

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
個別語り部	11	20	20	14	29	94
総合語り部	2	24	13	40	68	147
計	13	44	33	54	97	241

教育活動や総合学習の場には、「語り部」を派遣した。派遣先は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の小学校での総合学習の場で、自らの体験談や関係者の労苦等を直接語りかけた。その結果、児童から感謝を込めた感想文が語り部に送られてきた。

「語り部」の学校派遣事業の開催状況

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
「語り部」派遣人数 (人)	0	8	12	16	18	54
学校数 (校)	0	6	10	12	14	42
総合学習の場 (クラス)	0	15	26	31	35	107
生徒数 (人)	0	460	820	1,080	1,120	3,480

■当該項目の評価(AA~D)

A

■ 評価結果の説明

語り部を育成し、平和祈念展示資料館に配置するとともに、教育活動の場等に派遣するという目標に対し、この中期計画期間中において、「語り部」を25人育成し、平日の団体入場者の対応に当たる「総合語り部」やゴールデンウィークや夏休み期間中に対応する「個別語り部」を平和祈念展示資料館に延べ241人を配置し、教育現場に延べ54人の「個別語り部」を派遣したことは、「目標を十分達成した」といえる。

「必要性」

「語り部」の育成業務は関係者の労苦について、国民の理解を深め後世に語り継ぐとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。  
また、直接語りかけることにより、来館者等の理解と感銘を深めることは、後世への継承という点で極めて意義が深いと認められる。

「効率性」

「語り部」の派遣・育成は、労苦に関する専門知識を有する者へ委託するなど、法人外部の能力を有効に活用して、効率的に事業を展開する方策と認められる。

「有効性」

単に資料を展示するだけでなく、語り部がその実体験を生々の声で語りかけることにより入館者の理解と感銘が一層深まるものと期待され、「語り部」の育成及び活用は、労苦の国民への周知、後世への継承という目的達成のために有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）（案）

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3. 記録の作成・頒布、講演会等の実施等																												
■中期計画の記載事項																													
(4) 催し等への助成 関係団体が実施する戦争犠牲による死亡者の慰霊の催し、現地慰霊訪問、シンポジウム、交流慰藉事業その他の事業の開催等に対し、助成を行う。																													
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果																													
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）																												
(4) 催し等へ助成	<p>(4) 催し等へ助成 戦争犠牲による死亡者を慰藉するため関係団体が実施する催し等に対し助成を行うという目標に対し、財団法人全国強制抑留者協会が実施した慰霊祭、シベリア慰霊訪問、抑留問題日露シンポジウムに毎年度助成し、この中期計画期間中 2 億 6 9 8 8 万円助成した。 その結果、全国延べ 90 か所で慰霊祭を実施し参加人数 16,435 人、シベリア慰霊訪問を延べ 4 回 29 地域 273 人参加し、抑留問題日露シンポジウムを日露で 9 回開催することができた。</p> <p style="text-align: center;">催し等への助成 <span style="float: right;">単位：万円</span></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>15 年度</th> <th>16 年度</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>慰霊祭・慰霊訪問</td> <td>3,250</td> <td>3,250</td> <td>3,490</td> <td>3,490</td> <td>3,490</td> <td>16,970</td> </tr> <tr> <td>日露シンポジウム</td> <td>2,426</td> <td>2,428</td> <td>2,188</td> <td>1,488</td> <td>1,488</td> <td>10,018</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,678</td> <td>5,678</td> <td>5,678</td> <td>4,978</td> <td>4,978</td> <td>26,988</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計	慰霊祭・慰霊訪問	3,250	3,250	3,490	3,490	3,490	16,970	日露シンポジウム	2,426	2,428	2,188	1,488	1,488	10,018	計	5,678	5,678	5,678	4,978	4,978	26,988
事業名	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計																							
慰霊祭・慰霊訪問	3,250	3,250	3,490	3,490	3,490	16,970																							
日露シンポジウム	2,426	2,428	2,188	1,488	1,488	10,018																							
計	5,678	5,678	5,678	4,978	4,978	26,988																							

催し等の開催実績等

事業名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
慰霊祭						
中央慰霊祭の参加人数	1,050	1,100	1,100	850	850	4,950
地方慰霊祭 (所)	9	18	21	19	18	85
参加人数	1,310	2,615	2,915	2,495	2,150	11,485
慰霊訪問						
訪問地域(地域)	* 6	6	7	8	8	35
参加人数	* 55	61	69	58	85	328
抑留問題シンポジウム						
開催地日本での参加人数	800	800	67	39	33	1,739
同 露	* 23	30	30	17	12	112

\* : 認可法人時に実施

■当該項目の評価(AA~D)

A

■ 評価結果の説明

戦争犠牲による死亡者を慰藉するため関係団体が実施する催し等に対し助成を行うという目標に対し、財団法人全国強制抑留者協会が実施した慰霊祭、シベリア慰霊訪問、抑留問題日露シンポジウムに毎年度助成し、この中期計画期間中2億6988万円助成している。

その結果、全国延べ90か所で慰霊祭を実施し参加人数16,075人、シベリア慰霊訪問を延べ4回29地域で実施し273人参加、日露シンポジウムを日露で9回開催しており評価できる。

これらのことから、「目標を十分達成」したと評価できる。

「必要性」

公益性の高い関係団体が実施する慰藉事業を円滑に推進するため助成することは、関係者に対し慰藉の念を示すとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。

「効率性」

関係者を中心として構成される公益性の高い関係団体が実施する中央慰霊祭等の事業に対し助成を行いその円滑な推進を図ることは、関係者を慰藉する上で効率的と認められる。

「有効性」

全国組織を持つ団体が実施する慰藉事業に助成することは、有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）（案）

中期計画の該当項目	第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4.書状等の贈呈事業
■中期計画の記載事項	
<p>(1) 書状等の贈呈事業の実施 以下に掲げる書状等の贈呈事業は、平成 19 年 3 月 31 日までの申請受付をもって終了する。</p> <p>① 恩給欠格者に対する書状等の贈呈 ア 旧軍人軍属として外地等（現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地）に勤務した経験の有無、勤務年数の長 短等により区分される基準にしたがい、恩給欠格者に対し、以下のいずれかのセットを贈呈する。 (7) 内閣総理大臣名の書状 (イ) 内閣総理大臣名の書状及び銀杯 (ウ) 内閣総理大臣名の書状、銀杯及び慰労の品 イ 恩給欠格者として書状等の贈呈の対象となり得た者が死亡した者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。</p> <p>② 戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する書状等の贈呈 昭和 20 年 8 月 9 日以来の戦争の結果、同年 9 月 2 日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑 留され、強制抑留中に亡くなった者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状及び銀杯を贈呈する。</p> <p>③ 引揚者に対する書状の贈呈 今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和 42 年法律 第 114 号）による特別交付金を受けた者に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。</p>	
■平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果	
小 項 目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
(1)書状等の贈呈事業の実施	<p>(1) 書状等の贈呈事業の実施 書状等贈呈事業の対象者が全国に散在していること、高齢化していることを配慮して、申請用紙を都道府県・市 区町村の福祉課の窓口に予め配付した。 なお、18 年 12 月、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律(平成 18 年法律第 119 号)が成立したことにより、書状等贈呈事業の申請受付が 19 年 3 月 31 日をもって終了した。 この中期計画期間中の書状等贈呈事業の贈呈実績は、次のとおり。</p>

① 恩給欠格者に対する書状等の贈呈

この中期計画期間中の恩給欠格者に対し書状等の贈呈をするとの目標に対し、恩給欠格者に対し書状のみ贈呈した件数は7,704件、書状と銀杯を贈呈した件数は1,461件、書状、銀杯及び慰労の品を贈呈した件数は17,443件、遺族に対する書状を贈呈した件数は4,151件、総贈呈件数は30,759件である。

恩給欠格者に対する書状等贈呈状況

単位：件

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
請求件数	10,073	5,352	3,481	8,031	—	26,937
贈呈件数 計	10,096	6,654	5,179	3,952	4,878	30,759
書状	2,597	1,546	1,168	1,001	1,392	7,704
書状及び銀杯	437	358	256	181	229	1,461
書状、銀杯及び慰労の品	5,883	4,005	3,105	2,196	2,254	17,443
遺族に対する書状	1,179	745	650	574	1,003	4,151

\* 15年度の数には、認可法人で認定した件数を含む。

② 戦後強制抑留中に亡くなられた者の遺族に対する書状等の贈呈

この中期計画期間中の戦後強制抑留中に亡くなられた者の遺族に対し書状等の贈呈をするとの目標に対し、書状と銀杯を贈呈した件数は2,061件である。

戦後強制抑留中の死亡者の遺族に対する書状等贈呈状況

単位：件

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
請求件数	590	592	404	470	—	2,056
書状及び銀杯 贈呈件数	596	511	461	431	62	2,061

\* 15年度の数には、認可法人で認定した件数を含む。



③ 引揚者に対する書状の贈呈

この中期計画期間中の引揚者に対し書状の贈呈をするとの目標に対し、書状を贈呈した件数は 10,704 件である。

引揚者に対する書状等贈呈状況						単位：件
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
請求件数	3,085	2,283	1,519	3,448	—	10,335
書状 贈呈件数	3,371	2,199	1,609	1,207	2,318	10,704

\* 15年度の数には、認可法人で認定した件数を含む。

■当該項目の評価(AA~D)

A

■評価結果の説明

恩給欠格者、戦後強制抑留者中死亡者の遺族及び引揚者に対する書状等の贈呈は、慰藉の念を表すものとして基金の中心的事業であり、4万件以上の贈呈を行ったことから、「目標を十分達成した」といえる。

「必要性」

書状等贈呈事業は、平成19年3月31日をもって申請の受付を終了したものであるが、対象となる個々の関係者に対し、戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、法人の業務の柱の一つとなる重要な施策であった。

「効率性」

対象者が全国に散在していること、高齢化していることを配慮して、申請用紙を都道府県庁・市区町村の福祉課の窓口に予め配付するとともに、法人のホームページからダウンロードして入手できる体制をとったことは、申請者の利便性を考慮した業務運営を行っている。

「有効性」

関係者に対し内閣総理大臣の書状等を贈呈することは、慰藉の念を示す事業として有効である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）（案）

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4.書状等の贈呈事業																																			
■中期計画の記載事項																																				
(2) 標準期間の設定 申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の見直しを行い、認定困難案件を含め、審査期間を6か月以内とし、当該期間内に処理を終えるものの割合を95%以上とする。																																				
■平成15事業年度から平成19事業年度までの4年6月間における小項目ごとの実施結果																																				
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）																																			
(2)標準期間の設定	<p>中期目標の審査期間の短縮等事務処理の方法の見直しを行い、標準審査期間を6か月以内の処理を95%以上とするという目標に対し、15年度において、審査期間を把握、短縮するため、認定状況、認定困難案件等の進捗状況を管理するシステム（進捗状況管理システム）を構築し、パソコン上での管理検索を可能とし、個々の事案の進捗状況を把握しながら事務を遂行した。また、公的機関調査や本人調査でも軍歴が判明しない認定困難案件については、20年1月25日に恩給欠格者軍歴等評価委員会（19年12月27日理事長決定で設置）を開催し、認定困難案件の処理について審議を依頼し、認定困難案件の処理方針を決定した。</p> <p>なお、各年度の標準審査期間内の処理状況は、次のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">標準審査期間(6月)内の処理率</th> <th colspan="5">単位：%</th> </tr> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恩給欠格者に対する贈呈</td> <td>97.4</td> <td>98.2</td> <td>98.1</td> <td>89.0</td> <td>93.0</td> <td>95.6</td> </tr> <tr> <td>引揚者に対する贈呈</td> <td>98.2</td> <td>96.9</td> <td>99.2</td> <td>100.0</td> <td>72.6</td> <td>88.8</td> </tr> <tr> <td>抑留者の遺族に対する贈呈</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	標準審査期間(6月)内の処理率		単位：%						15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	平均	恩給欠格者に対する贈呈	97.4	98.2	98.1	89.0	93.0	95.6	引揚者に対する贈呈	98.2	96.9	99.2	100.0	72.6	88.8	抑留者の遺族に対する贈呈	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
標準審査期間(6月)内の処理率		単位：%																																		
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	平均																														
恩給欠格者に対する贈呈	97.4	98.2	98.1	89.0	93.0	95.6																														
引揚者に対する贈呈	98.2	96.9	99.2	100.0	72.6	88.8																														
抑留者の遺族に対する贈呈	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0																														
■当該項目の評価(AA～D)	B																																			

#### ■評価結果の説明

法人においては、期間内の処理件数、進捗状況の把握のため、認定状況、認定困難案件状況などの進捗を管理する進捗状況管理システムを活用し、処理件数等の実績把握を行うことにより、調査が困難で長期化していた事案についても効率のよい進捗管理が行われ、引揚者を中心として処理に6か月以上を要した事案もあるものの、標準審査期間の実績は「目標を概ね達成した」と評価できる。また、公的期間調査や本人調査でも軍歴が判明しない、いわゆる認定困難案件については、恩給欠格者軍歴等評価委員会において認定困難案件の処理について審議を行うことにより処理の促進を図っている。

#### 「必要性」

早期に書状等を受け取りたいとの請求者の期待を具現化するためには、標準審査期間の設定による事務処理期間の短縮が必要である。

#### 「効率性」

標準審査期間の設定により、具体的な目標を持つことができ、より効率的な事務処理の促進を図ることが可能となっている。

特に、進捗状況管理システムの使用による進捗管理の下、困難事案についても早期に対応が図られ、効率性が向上したと認められる。

#### 「有効性」

標準審査期間の設定により、事務処理が促進され、法人の業務の柱の一つである書状等贈呈事業に関するサービスの向上に有効に機能していると認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）（案）

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4.書状等の贈呈事業						
■中期計画の記載事項							
(3) 未請求者への周知 地方公共団体及び関係機関との間に緊密な連携を図り、講演会等の場における相談員の配置、新聞への広告の掲載、市区町村の広報紙への請求促進記事の掲載協力その他の積極的な広報活動の実施により、関係者への周知を図る。							
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果							
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）						
(3) 未請求者への周知	中期目標の「積極的な広報活動の実施により、関係者への周知を図る。」という目標に対し、次表のとおり実施し、特に、書状等贈呈事業の請求受付が 19 年 3 月 31 日をもって終了することの新聞広告を 19 年 2・3 月の 2 か月で 3 回実施したこともあり、請求件数は、17 年度の 5,404 件から 18 年度が 11,949 件と急増した。						
	広報活動状況						
	記事掲載媒体等	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
	新聞（全国紙・ブ ック紙・地方紙）	年 3 回	年 2 回	年 3 回	年 5 回	—	13
	相談員を配置した講演会 等の数	5	5	5	5	—	20
	* 19 年度の広報は、書状等贈呈事業の請求受付が 19 年 3 月 31 日で終了したため、 広報は行ってない。						
■当該項目の評価(AA～D)	A						
■評価結果の説明							
未請求者への周知に努めるとの目標に対し、期間中、13 回もの新聞広報と 20 回にわたる相談広報を実施しており、特に 18 年度末の広報効果が大きく請求件数に結びついたことから、「目標を十分達成した」と認められる。							

「必要性」

書状等贈呈事業の対象者の高齢化が進む中、未請求者が全国各地に存在することを鑑みれば、新聞広報に加え、市区町村の広報紙（誌）を活用して行くことが必要である。

「効率性」

定期的に新聞に新聞広告を掲載することにより全国に居住する未請求者に対し広く事業内容を周知することは、効果的・効率的であると認められる。

さらに、低コストの広報媒体である自治体広報紙（誌）への掲載や地方展示会等の催しでの周知は、費用対効果に優れたものと認められる。

「有効性」

対象者の高齢化が進む中で、一人でも多くの方に贈呈するためには、新聞や自治体広報紙（誌）等各種媒体を通じて本件事業を周知することは、有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）（案）

中期計画の該当項目	第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5.特別記念事業等
■中期計画の記載事項	
<p>(1) 特別記念事業の実施</p> <p>① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈 旧軍人軍属として外地等（現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地）に勤務した経験の有無、勤務年数の長短等により区分される基準に従い、恩給欠格者本人に対し、以下のいずれかを贈呈する。 ア 5万円相当の旅行券等又は慰労の品 イ 3万円相当の旅行券等又は銀杯</p> <p>② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈 昭和 20 年 8 月 9 日以来の戦争の結果、同年 9 月 2 日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人に対し、10万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。</p> <p>③ 引揚者に対する慰労品の贈呈 今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和 42 年法律第 114 号）による特別交付金を受けた者本人に対し、銀杯を贈呈する。</p>	
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果	
小 項 目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
(1) 特別記念事業の実施	<p>(1) 特別記念事業の実施 特別記念事業の受付期間が平成 19 年 4 月から 2 年間に限られていることから、当事業を広く関係者の方々に周知するため、新聞広告（中央紙・ブロック紙・地方紙計 73 紙）の掲載、ホームページにおける掲載、法人が主催するフォーラム、平和祈念展での PR 活動や相談窓口を設置した。 また、全都道府県、市区町村、関係団体と緊密な連携を図り、当事業の推進に努め、都道府県及び市区町村へのポスター、パンフレットの配布や広報紙（誌）への掲載の要請、都道府県担当者会議等の開催などの取り組みを幅広く実施した。 具体的実施に当たっては、次の点に特に留意した。</p> <p>① 過去に基金から書状等の贈呈を受けたことがある申請者の負担を軽減するため、記載事項が簡単で済む「簡易請求書」を作成し、配布した。</p>

- ② 法人のホームページに特別記念事業の詳細を掲示するとともに、各請求書の様式も同ホームページから直接ダウンロードして使用できるようにした。
- ③ 恩給欠格者としての請求であっても戦後強制抑留者であることが判明した場合、再申請手続きを省いて、速やかに抑留者として認定するようにした。

以上の結果、特別記念事業に関する平成 19 年度の受付件数は、恩給欠格者 67,443 件、戦後強制抑留者 35,079 件、引揚者 23,990 件となり、全体では 126,512 件となった。

また、認定件数は、恩給欠格者 53,628 件、戦後強制抑留者 33,036 件、引揚者 17,851 件となり、全体では 104,515 件となった。(認定率 83%)

- ⑤ 以下のとおり、事業内容の改善を図った。
  - i) 事業開始に当たっては、問合せ専用電話を 10 回線準備するなど処理体制を組んだものの、当初の 4 月から 8 月にかけて、予想以上の月平均約 2 万件の問合せと約 15 千件(計約 73 千件)の申請があった。その一方で、旧書状等贈呈事業の受付終了間際の申請も多く(4 月から 8 月にかけて、前年度の同時期の 6 倍となる約 6 千件)、問合せの電話が繋がらない、認定が遅い、との苦情が多く寄せられた(月約 2,500 件)。このため、電話を約 30 回線増強し 40 回線にするなど処理体制を拡充して早期処理体制を整備したことにより、年度後半においては、適切に対応できるようになった。
  - ii) 特別慰労品の贈呈の際に併せてお送りしている内閣総理大臣名の交付状について、贈呈を受ける方に少しでも慰藉の心が伝えられるよう、贈呈者からのご意見も踏まえその内容を改善した。
  - iii) 可能な限り多くの対象者に周知するため、書状等贈呈事業(旧事業)の贈呈者に本事業に関するお知らせを 20 年度早々から発送できるよう、お知らせの送付対象者リストの作成や送付書類の内容の検討など所要の準備を進めた。

- ① 恩給欠格者に対する贈呈件数は、53,628 件である。

恩給欠格者に対する 5 万円相当の旅行券等又は慰労品の贈呈件数は、44,431 件であり、その内訳は次のとおりであった。

① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈

恩給欠格者：外地

	旅行券等引換券	置時計	万年筆	文箱	楯	計
贈呈件数(件)	27,403	10,950	2,513	1,047	2,518	44,431
構成比(%)	62	24	6	2	6	100

恩給欠格者に対する3万円相当の旅行券等又は銀杯贈呈件数は、9,197件であり、その内訳は、次のとおりであった。

恩給欠格者：内地

	旅行券等引換券	銀杯	計
贈呈件数(件)	4,945	4,252	9,197
構成比(%)	54	46	100

② 戦後強制抑留者に対する10万円相当の旅行券等又は慰労品の贈呈件数は、33,036件であり、その内訳は、次のとおりであった。

	旅行券等引換券	置時計	万年筆	文箱	楯	計
贈呈件数(件)	24,883	5,264	1,161	577	1,151	33,036
構成比(%)	75	16	4	2	3	100

③ 引揚者に対する銀杯の贈呈件数は、17,851件であった。

②戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈

③引揚者に対する慰労品の贈呈

■当該項目の評価(AA~D)

B



## ■評価結果の説明

特別記念事業については、受付開始当初、問合せの電話が繋がらない、認定が遅い、等の苦情が多く寄せられたことから、このような状況を踏まえ、処理体制を拡充するとともに、新聞広告を始めとする周知活動も充実したことは評価できる。また、特別慰労品の贈呈の際に併せてお送りしている内閣総理大臣名の交付状を改善したことや、可能な限り多くの対象者に周知するため、書状等贈呈事業（旧事業）の贈呈者に本事業に関するお知らせを平成 20 年度早々から発送できるよう、お知らせの送付対象者リストの作成や送付書類の内容の検討など所要の準備を進めてきたことも評価できる。

以上のことから、本事業については「目標を概ね達成した」と判断できる。

### 「必要性」

特別記念事業は、対象となる個々の関係者に対し、あらためて戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、法人の業務の柱の一つとなる重要な施策である。

### 「効率性」

過去に基金から書状等の贈呈を受けたことがある申請者の負担を軽減するため、記載事項が簡単で済む「簡易請求書」を作成し、配布したことは、審査項目等の省略化にもなり、業務運営の効率性が図られたと認められる。

また、請求用紙を全国の都道府県・市区町村の福祉関係窓口に予め配付するなど、申請者の利便性を考慮した業務運営を行っていることも、総じて効率的な業務運営を行っているとして認められる。

### 「有効性」

特別記念事業に対するお礼の手紙や電話によると、贈呈を受けた方の多くが、国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった。」「よかった。」などの感想が多数寄せられており、法人の目的である関係者に対しあらためて慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）（案）

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5.特別記念事業等										
■中期計画の記載事項											
(2) 未請求者への周知 本事業の申請期間が2年間であることを踏まえ、地方公共団体及び関係機関との間に緊密な連絡を図り、講演会等の場における相談員の配置、新聞への広告の掲載、市町村の広報紙への掲載協力依頼その他の積極的な広報活動の実施により、関係者への周知を図る。											
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの4年6月間における小項目ごとの実施結果											
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）										
(2) 未請求者への周知	<p>(2) 未請求者への周知 この特別記念事業を広く関係者の方々に周知するため、新聞広告（中央紙・ブロック紙・地方紙計 73 紙）の掲載、ホームページにおける掲載、法人が主催するフォーラム、平和祈念展での PR 活動や相談窓口の設置、全都道府県及び市区町村へのポスター、パンフレットの配布や広報紙(誌)への掲載の要請、都道府県担当者会議等の開催などの取り組みを幅広く実施した。 なお、具体的には次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>周知内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 19 年 3 月</td> <td>全都道府県・市区町村の福祉関係の窓口にポスターの掲示と請求書の配置の準備を完了</td> </tr> <tr> <td>4 月</td> <td>新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 ホームページに特別記念事業の概要、請求書等を掲載 平和祈念展示資料館にポスターを掲示開始</td> </tr> <tr> <td>5 月</td> <td>政府広報（新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65） 自治体広報紙（誌）への掲載協力を要請（全都道府県及び全市区町村へ） 総務省管区行政評価局長・行政評価事務所長会議において特別記念事業を周知</td> </tr> <tr> <td>6 月</td> <td>新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 政府広報（新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65） 政府広報（テレビ） 関係2団体（軍短協及び全抑協）の主催事業にポスターを掲示等（6月～2月、13事業）</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	周知内容	平成 19 年 3 月	全都道府県・市区町村の福祉関係の窓口にポスターの掲示と請求書の配置の準備を完了	4 月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 ホームページに特別記念事業の概要、請求書等を掲載 平和祈念展示資料館にポスターを掲示開始	5 月	政府広報（新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65） 自治体広報紙（誌）への掲載協力を要請（全都道府県及び全市区町村へ） 総務省管区行政評価局長・行政評価事務所長会議において特別記念事業を周知	6 月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 政府広報（新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65） 政府広報（テレビ） 関係2団体（軍短協及び全抑協）の主催事業にポスターを掲示等（6月～2月、13事業）
実施時期	周知内容										
平成 19 年 3 月	全都道府県・市区町村の福祉関係の窓口にポスターの掲示と請求書の配置の準備を完了										
4 月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 ホームページに特別記念事業の概要、請求書等を掲載 平和祈念展示資料館にポスターを掲示開始										
5 月	政府広報（新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65） 自治体広報紙（誌）への掲載協力を要請（全都道府県及び全市区町村へ） 総務省管区行政評価局長・行政評価事務所長会議において特別記念事業を周知										
6 月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 政府広報（新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65） 政府広報（テレビ） 関係2団体（軍短協及び全抑協）の主催事業にポスターを掲示等（6月～2月、13事業）										

7月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 自治体広報紙（誌）への掲載協力を要請（全都道府県及び全市区町村へ） 平和祈念フォーラム（札幌市）で相談窓口設置・ポスター掲示
8月	政府広報（ラジオ） ポスターを配布（全都道府県及び全市区町村へ） 行政相談員広報紙に広告 平和祈念展（銀座展）で相談コーナー設置・ポスター掲示
8～9月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65
9月	全都道府県企画担当部長会議及び政令指定都市企画担当局長会議において特別記念事業を周知 平和祈念展（長野展）で相談コーナー設置・ポスター掲示
10月	公衆浴場にポスターの掲示
11月	平和祈念関係資料館会議の構成資料館にポスターの掲載、請求書類を設置 行政相談員広報紙に広告 平和祈念フォーラム（東京）で相談コーナー設置、ポスター掲載
11月～12月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 全国老人クラブ連合会会議で特別記念事業を周知し協力要請 全国の関係資料館（14館）においてポスターを掲示
12月	自治体広報紙（誌）への掲載協力を要請（全都道府県及び全市区町村へ） 民生委員会広報紙に広告
20年1月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 ポスター・チラシを配布（全都道府県及び全市区町村、税関へ） 政府広報（全国紙4紙、ブロック紙3紙） 全国老人クラブ連合会の広報誌に広告
2月～3月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 全国老人クラブ連合会会議で特別記念事業を周知し協力要請

以上の広報の実施に伴い、関係者からの問い合わせに対応するため、法人内に相談コーナーを、法人主催行事に出張相談コーナー（いずれも「面談」方式）を開設するとともに、法人内に無料電話による電話相談窓口（コ

	<p>ールセンター) を開設した。</p> <p>これにより、基金内相談コーナーで 991 件、出張相談コーナーで 340 件、電話相談窓口 (コールセンター) で 103,994 件の合計 105,325 件の相談を受け付けた。</p> <p>また、可能な限り多くの対象者に周知するため、書状等贈呈事業 (旧事業) の贈呈者に本事業に関するお知らせを 20 年度早々から発送できるよう、お知らせの送付対象者リストの作成や送付書類の内容の検討など所要の準備を進めた。</p>
<p>■当該項目の評価(AA~D)</p>	<p>A</p>
<p>■評価結果の説明</p> <p>未請求者への周知に努めるとの目標に対し、法人は、新聞 (全国紙・ブロック紙・地方紙) 広報を年 10 回実施するとともに、テレビ、ラジオによる広報も行い、市区町村に対しても積極的に更なる掲載依頼を行った。更に、関連する各種会議、展示会、フォーラム等を通じた積極的な周知と広報、及び全国の老人等に関連する団体を通じた幅広い広報等を実施した。また、可能な限り多くの対象者に周知するため、書状等贈呈事業 (旧事業) の贈呈者に本事業に関するお知らせを 20 年度早々から発送できるよう、お知らせの送付対象者リストの作成や送付書類の内容の検討など所要の準備を進めている。</p> <p>これらのことから、「目標を十分達成」したと評価できる。</p> <p>「必要性」</p> <p>特別記念事業の対象者等の高齢化が進む中、一人でも多くの関係者に特別慰労品を贈呈するためには、市区町村広報紙 (誌) の活用をはじめ、さまざまな広報媒体の利用により、積極的に事業を周知することが必要である。</p> <p>「効率性」</p> <p>新聞広報により電話による照会が増す事実もあり、定期的に全国紙・地方紙に法人事業の新聞広告を掲載することにより全国に居住する未請求者に対し広く事業内容を周知することは、効果的・効率的であると認められる。</p> <p>さらに、低コストの広報媒体である自治体広報紙 (誌) への掲載や地方展示会等の催しでの周知は、費用対効果に優れたものと認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>対象者の高齢化が進む中で、一人でも多くの方に贈呈するためには、新聞や自治体広報紙 (誌) 等各種媒体を通じて本件事業を周知することは、有効な施策である。</p>	

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）（案）

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5.特別記念事業等
■中期計画の記載事項	
(3) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、関係機関と調整しつつ適宜その検討に着手する。	
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果	
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
(3) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立	(3) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、関係行政機関による調整の結果建立場所が決定され次第、その具体的検討に直ちに着手できるよう、有識者検討会の設置、予想される工程スケジュールの検討など、所要の事前準備を行った。
■当該項目の評価(AA～D)	B
■評価結果の説明 関係行政機関による調整の結果建立場所が決定され次第、その具体的検討に直ちに着手できるよう、有識者検討会の設置、予想される工程スケジュールの検討など、所要の事前準備を行っていることから「目標を概ね達成」と判断できる。  「必要性」 亡くなられた戦後強制抑留者及び引揚者を慰霊するため、慰霊碑を建立することは、関係者の対し、慰藉の念を示すとの法人の目的に照らして必要な施策と認められる。  「効率性」 慰霊碑の建立に向けて総務省等関係機関と連携を図り事前準備の検討を進めることは、慰霊碑建立の円滑な実現に資する上で効率的と認められる。  「有効性」 慰霊碑の建立は、亡くなられた関係者を慰霊するとともに、関係される遺族の方々を直接慰藉する極めて有意義的事业であり、その円滑な実現を図ることは、極めて有効な施策と認められる。	

独立行政法人平和祈念事業特別基金中期目標期間事業報告書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）

中期計画の該当項目	第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6.その他の重点事項
■中期計画の記載事項	
(1) 効果的な広報 関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施する。	
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果	
小 項 目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
(1) 効果的な広報	<p>関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施するとの目標に対し、この中期計画期間中の実績は次のとおりである。</p> <p>これらの広報活動の結果、この中期計画期間中入館者数の目標に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示資料館の入館者数 目標 20 万人以上、2 か月休館のため入館者数 198,814 人 そこで、過去の 9 月及び 10 月の入館者数の平均値（9 月 3,544 人、10 月 3,095 人 計 6,639 人）を用いて入館者数を推計すれば、入館者数は推計値 205,453 人と目標 20 万人を上回る。</li> <li>・ 特別企画展の入場者 目標各回 3,000 人以上、入場者平均 3,741 人</li> <li>・ 平和祈念展の入場者 目標各回 1 万人以上、入場者数 13,408 人</li> <li>・ 地方展示会の入場者 目標 10 万人以上、入場者 75,540 人</li> </ul> <p>また、書状等贈呈事業の申請件数は、恩給欠格者 26,937 件、戦後強制抑留中の死亡者の遺族 2,056 件、引揚者 10,077 件となっている。19 年 4 月から始まった特別記念事業の申請件数は、126,478 件となった。</p> <p>なお、経費面については、政府広報や自治体広報への協力要請をはじめ、交通広告の見直し、複数目的の同時実施など経費の節減を図った。</p> <p>【15 年度～現在】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 法人の事業内容、活動状況等のパンフレット等を作成し、関係行政機関、地方公共団体、関係団体、平和祈念展示資料館・平和祈念展・地方展示会・講演会等の来訪者に配布</li> <li>② 平和祈念展示資料館への入館促進のために交通広告、新聞広告に掲載 なお、平和祈念展示資料館の広報に漫画家水木しげるのキャラクターデザインとした。</li> <li>③ 書状等贈呈の請求促進のために新聞、政府・自治体広報紙を活用した広報</li> <li>④ 平和祈念展、特別企画展等の開催に当たって、既参加者に案内状を送付</li> </ol>

	<p>【16年度～現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 書状等贈呈の請求促進のために特別企画展等の開催において、会場に書状等贈呈事業相談窓口を設置</li> </ul> <p>【17年度～現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平和祈念フォーラムの実施状況及び法人の事業活動を政府広報誌「Cabi ネット」に掲載(18年度も)</li> <li>② 特別企画展等開催に当たり、周知のためポスターを住友ビル1階のエレベーターホールに掲載し、チラシもビル受付に設置</li> </ul> <p>【18年度～現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① JR 新宿西口及び東京メトロ西新宿駅の駅周辺案内図に法人の所在地及び広告を掲載</li> <li>② 東京都庁内東京観光情報センターに平和祈念資料館のリーフレットを常置</li> </ul> <p>【19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別記念事業の広報 <ul style="list-style-type: none"> <li>①新聞広告（10回）、テレビ（6月8日「ご存じですか）、ラジオ（8月4日～5日「栗村智のHAPPYニッポン」全国11局）、</li> <li>② 自治体広報紙（誌）を活用した広報</li> <li>③ 全国13組合の公衆浴場、全国老人クラブ連合会等全国組織の団体を活用した広報</li> </ul> </li> </ul>
<p>■当該項目の評価(AA～D)</p>	<p>A</p>
<p>■評価結果の説明</p> <p>関係者の労苦に対する国民の理解の促進や事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施するとの目標に対し、この中期目標期間中において、新聞・交通広告、地方自治体等の広報紙(誌)等各種媒体を用いて広範かつ積極的な広報を展開し、中期目標期間中の入館者・入場者の目標値はおおむね達成していること及び特別記念事業の申請件数は約12万件であることから、この広報を効果的に実施するという目標に対して、「目標を十分達成した」といえる。</p> <p>「必要性」</p> <p>法人における広報業務は、単に事業内容を周知するだけでなく法人の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示すこと」の具体化を図るという側面をも有し、必要不可欠な施策である。</p> <p>「効率性」</p> <p>広報業務の実施にあたり、一つの広報で複数の目的をもって実施するなど、経費を効率的に使い費用節約の工夫を行った。</p> <p>なお、自治体広報紙（誌）への掲載は、地域や家庭に浸透しやすいこと、かつ、低コストな広報手法であることから、掲載自治体数の増加を図ることは広報の効率的実施に資するものと考えられる。</p>	

「有効性」

広報は、単に事業内容を周知するだけでなく、法人の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」ための活動そのものとも言える側面をも有しており、関係者の労苦を後世に伝えていくためにも有効な施策である。



独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）（案）

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6.その他の重点事項																					
■中期計画の記載事項																						
(2) ホームページの充実 ホームページは、若年層向けコーナーを更新するなどして内容を充実させ、各事業年度においてアクセス件数を 30 万件以上とする。																						
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果																						
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）																					
(2) ホームページの充実	<p>この中期計画のホームページの内容を充実させるとの目標に対し、平和祈念展示資料館に関する情報を始め、法人が開催する平和祈念展、特別企画展等のイベント情報などは、常に最新の情報を盛り込んだ内容に更新するとともにホームページ上から催事への参加申し込みが出来るシステム及び特別記念事業の申請書をダウンロードできるシステムを活用するなどして、法人情報の正確かつ迅速な伝達及び利用者の利便性の向上に努めた。また、戦後強制抑留史の掲載を始めるとともに、英語版のホームページを作成し、海外への情報発信も始めた。</p> <p>更に、イベント開催時は、当該イベントの開始前より期間中にかけて総務省発行のメールマガジンに掲載したほか、平和祈念展示資料館の案内を携帯情報端末サイトへ掲載するなど、幅広い世代の層に情報発信を行うことに努めた。</p> <p>19 年度のアクセス件数は、新たに特別記念事業が始まったこともあり 4 月から 6 月の 3 ヶ月間で 56 万件を記録し、目標の 45 万件を突破した。19 年度合計は、過去最高の 1,485,914 件を記録し前年度に比べ約 88 万 5 千件増えた。(147%増)</p> <p>なお、ホームページへのアクセス件数を各事業年度 30 万件以上とする目標に対し、年度平均で 70 万件超である。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="6">ホームページへのアクセス件数</th> <th>単位：千件</th> </tr> <tr> <th>15 年度</th> <th>16 年度</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>計</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>475</td> <td>439</td> <td>516</td> <td>601</td> <td>1,486</td> <td>3,518</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ホームページへのアクセス件数						単位：千件	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計		475	439	516	601	1,486	3,518	
ホームページへのアクセス件数						単位：千件																
15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計																	
475	439	516	601	1,486	3,518																	
■当該項目の評価(AA～D)	A A																					

## ■評価結果の説明

ホームページの内容を充実させアクセス件数を各事業年度 30 万件以上とするとの目標に対し、この中期計画期間中の年度平均 70 万件超であり、「目標を大幅に上回って達成した」と認められる。

### 「必要性」

ホームページの活用は、戦争体験の労苦を始め、法人の設立趣旨、法人が実施する業務の内容及び活動状況等について、全国の多くの国民に理解を深めてもらう上で非常に有効な手段であり、その内容を一層充実させることは、極めて効果的な広報活動の一つとして位置付けることができる。ホームページによる情報発信は、効果的・効率的な広報活動を推進する上で大変重要な役割を果たすものであり、戦争体験の労苦や法人の行う業務について子供や若者から高齢者まで、幅広い年齢階層の方々に分かりやすく理解してもらうために、内容の一層の充実を図る必要がある。

### 「効率性」

近年のパソコンの普及率は著しく、戦後生まれの世代が人口の7割を占める今日、特にパソコン世代である若者や子供を訴求対象の中心においたサイトの内容の拡充は、若年層に本問題の理解の促進を図る面からも、また費用の面からも効率性が高い。さらに多くの国民が効率よく法人にアクセスし、手軽に各種催しの開催情報を入手できるほか、今期はパソコンの画面上から催事の参加の申し込みをすることを可能にするなど、ホームページの充実は効率的な業務遂行に資するものと認められる。

### 「有効性」

ホームページは地方組織を有しない法人にとって、全国的な情報発信ができる有用な手段であり、若者はもとより高齢者の利用も増加しつつある中でその充実が国民の理解を深めるとの法人の目的に照らして、有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）(案)

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6.その他の重点事項
■中期計画の記載事項	
(3) 地方公共団体との連携強化 各事業年度において「都道府県実務担当者ブロック会議」を開催するなど、地方公共団体に対して、特別記念事業及び書状等の贈呈事業への協力、基金の事業全般に対する理解の促進等を進め、緊密な連携を確保する。	
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果	
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
(3)地方公共団体との連携強化	<p>地方公共団体との連携強化については、基金の事業全般に対する理解の促進等を進め、緊密な連携を確保すると の中期目標に対し、毎年、法人の事業についての理解を深めてもらうとともに、実務担当者同士の意見交換と業務 に関する知識の向上を目的として都道府県実務担当者会議を開催している。 なお、各年度の実績は、次のとおり。</p> <p>【15 年度】 都道府県実務担当者ブロック会議（全国を 3 ブロックに分け） 開催：15 年 10 月 東京で開催 会議内容 （1 日目） ① 16 年度の概算要求、労苦継承事業及び書状等贈呈事業の概要説明 ② 書状等贈呈事業における履歴確認及び自治体広報紙への協力要請 ③ 資料館視察 ④ 法人の活動状況のビデオ鑑賞 （2 日目） 慰藉事業研修（学識経験者、抑留経験者の講演会）</p> <p>【16 年度】 都道府県実務担当者ブロック会議 開催：16 年 10 月 山形市、大阪市、熊本市で開催 会議内容 （1 日目） ① 17 年度の概算要求、労苦継承事業及び書状等贈呈事業の概要説明 ② 書状等贈呈事業における履歴確認及び自治体広報紙への協力要請 ③ 法人の活動状況のビデオ鑑賞</p>

- ④ 意見交換  
(2日目) 慰藉事業研修(学識経験者、抑留経験者の講演会)

**【17年度】都道府県実務担当者ブロック会議**

開催：17年11月 東京で開催

会議内容

- (1日目) ① 総務省から「国会の動き及び特別記念事業と都道府県の関わりについて」説明  
② 17年度の概算要求、労苦継承事業及び書状等贈呈事業の概要説明  
③ 書状等贈呈事業における履歴確認及び自治体広報紙への協力要請  
④ 意見交換

- (2日目) 慰藉事業研修(外交評論家の講演会)

**【18年度】実務担当者全国会議**

開催：19年3月 東京で開催

会議内容

- (1日目) ① 総務省から基金法の廃止等に関する法律の説明  
② 特別記念事業の実施についての詳細かつ具体的な説明  
③ 特別記念事業の協力要請  
④ 質疑応答

- (2日目) 平和祈念展示資料館及び寄贈資料展 視察

**【19年度】実務担当者全国会議**

開催：20年2月 東京で開催

参加人員：66人

会議内容

- (1日目) ① 特別記念事業の現状概要説明  
② 特別記念事業の実施についての協力要請  
③ 質疑応答

- (2日目) 平和祈念展示資料館 視察

なお、19年は会議とは別に、各都道府県・市区町村に対して5月、7月及び12月に、広報紙（誌）への掲載文例（「特別記念事業の実施等について」）を添付して特別記念事業の記事記載について働きかけた。

■当該項目の評価(AA～D)

A

■評価結果の説明

地方公共団体との連携強化については、基金の事業全般に対する理解の促進等を進め、緊密な連携を確保するとの中期目標に対し、毎年、実務担当者同士の意見交換と業務に関する知識の向上を目的として都道府県実務担当者会議を開催し、法人の事業についての理解を深めていることから、「中期目標を概ね達成している」といえる。

「必要性」

法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力なくしては、特別記念事業、軍歴確認や地方展示会の開催等が円滑に行えないなど、地方公共団体との連携強化が必要不可欠である。

「効率性」

効率的な業務運営を行うには、関係者が全国各地に分散していることから、地方公共団体との連携を図ることが重要である。

「有効性」

法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力なくしては、特別記念事業、軍歴確認や地方展示会の開催等が円滑に行えないなど、地方公共団体との連携強化が有効である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）(案)

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6.その他の重点事項
■中期計画の記載事項	
(4) 関係資料館とのネットワーク化 各事業年度において「関係資料館会議」を開催し、基金と運営目的が類似している全国 14 の資料館との間で、意見交換、各資料館の事業報告等を行うなどして、ネットワーク化を進める。	
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果	
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
(4)関係資料館とのネットワーク化	関係資料館との意見交換等を行い、ネットワーク化を進めるとの目標に対し、法人は関係資料館関係者が一堂に会する関係資料館会議を 15 年度から 18 年度の間、毎年度開催し、各資料館の入館状況報告、入館促進、理解促進のために広報活動実績報告、質疑応答、フリーディスカッション等を行い、関係資料館が相互に有意義な情報の共有、資料の相互貸借などの協力体制を確立し、連携の強化が図られた。
■当該項目の評価(AA～D)	B
■評価結果の説明	
関係資料館との意見交換等を行い、ネットワーク化を進めるとの目標に対し、法人は関係資料館関係者が一堂に会する関係資料館会議を 15 年度から 18 年度は開催し、関係資料館が相互に有意義な情報の共有、連携の強化が図られたことから、「目標を概ね達成した」といえる。	
「必要性」 条件や設置目的等が異なる関係資料館の動向を把握し、意見交換等を通じて理解を深めることにより、多角的な視点に立脚した事業展開、関係資料館を通じた広報効果や相談機能強化の向上も期待されるなど、関係資料館との連携強化は必要である。	
「効率性」 平和を祈念するという共通目的を持つ関係資料館が、意思疎通を図り、資料の相互貸借などの協力体制を確立したことは、効率的な業務運営に資するものと認められる。	

「有効性」

関係資料館会議を開催することは、平和を祈念するという共通目的を持つ異なる組織が一堂に会し、情報交換、事業展開等を行う場として有効な手段である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）（案）

中期計画の該当項目	第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6.その他の重点事項
■中期計画の記載事項	
(5) 外国の関係機関との関係強化 ロシア連邦等関係する外国における関係機関との間の関係を強化する。	
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果	
小 項 目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
(5)外国の関係機関との関係強化	<p>労苦の実態を多面的に明らかにするためには、日本側の資料と併せて、ロシア連邦の公的機関が保有している資料を可能な限り収集・分析し、一体的に体系的整理を図っていくことが重要である。</p> <p>このことから、ロシア連邦等関係する外国における関係機関との間の関係を強化するという目標に対し、我が国関係機関と連絡・連携をとりながら法人の外国資料収集委員会の委員等がロシア連邦、モンゴル共和国及びカザフスタン共和国のそれぞれの公的機関を直接訪問し、協力関係の構築を図ることに努め、外国資料を入手できたことから、「目標を十分達成した」といえる。</p> <p>なお、各年度の実績は、次のとおり。</p> <p>【15 年度】                  専門家により構成される外国資料収集等委員会を設置・開催し、法人が把握済みのロシア連邦内における公文書保管庁別保有資料の特性等について意見交換するとともに、今後の具体的な資料収集に向けて所在調査の仕方や資料内容の分析方法などについて検討した。</p> <p>【16 年度】</p> <p>① ロシア連邦の関係公的機関との協力関係の構築を検討するため、外国資料収集委員会で専門的知識を有する外部機関の活用も図りつつ、関係資料の所在調査を進めた。</p> <p>② 所在調査については、ロシア国立軍事公文書館において、その一部資料について、戦後強制抑留関係の資料の調査を行うとともに、資料を複写入手し、翻訳を行った。</p> <p>③ モンゴル国において、強制抑留された日本人が写る映像資料を入手した。こうした調査を通じて、モンゴル国国家公文書局国立中央公文書館等関係機関との協力関係の構築を図っている。</p>



	<p><b>【17年度】</b></p> <p>① 専門的知識を有する外部機関の活用も図りつつ、外務省欧州局、厚生労働省社会・援護局と連絡・連携を取りながら、関係資料の所在調査を進めた。</p> <p>② 平成17年12月10日に開催した外国資料収集委員会において、今後は旧ソ連より分離独立した中央アジア諸国に関する調査を進めることを決定した。</p> <p>③ 所在調査は、平成18年3月に翻訳家である委員をロシア国立軍事公文書館に派遣し、現物資料の確認を行った上で、資料を複写入手し、中央アジア諸国の個別の強制収容所における建物の配置、労働使役等に関する情報を取得することができた。</p> <p>④ ロシア連邦国立公文書館を平成18年3月に訪問し、戦後強制抑留に関する情報交換、関係資料所在調査への協力依頼を行うなど、引き続き協力関係の構築を図っている。</p> <p><b>【18年度】</b></p> <p>① 平成18年7月、法人理事長他職員2名がカザフスタン共和国及びロシア連邦において戦後強制抑留関係の所在調査を行った。</p> <p>この調査において、カザフスタン共和国においては、カザフスタン文化・情報省情報・公文書館委員会副委員長、中央国家資料館（中央国立公文書館）館長等、また、ロシア連邦においては、ロシア外務省第一アジア局国際関係部副部長、ロシア国立軍事公文書館副館長等に直接面会し、法人の設立趣旨と今回の調査目的を説明した上で、戦後強制抑留関係資料収集のための調査・協力依頼を強く行った。</p> <p>② カザフスタン共和国では戦後強制抑留関係資料は存在しないとされていたが、本調査により、抑留者を管理した立場の組織における資料を新たに発見するなど、戦後強制抑留に関する資料の存在を確認することができた。カザフスタン共和国におけるその後のフォローアップ調査においては、各公文書館が調査に非常に協力的であり、日本人抑留関係資料1243文書のリスト化、重要資料67文書の入手につながり、今後も協力を惜しまないとする申し出をいただくなど良好な関係構築を築くことができた。</p> <p><b>【19年度】</b></p> <p>ロシア国立映画・写真資料館、ロシア国立軍事公文書館、ドイツ反ファシスト記念館で資料の所在調査を実施、各資料館等は協力的であり、良好な関係を築くことができた。</p>
<p>■当該項目の評価(AA～D)</p>	<p>A</p>
<p>■評価結果の説明</p> <p>ロシア連邦等関係する外国における関係機関との間の関係を強化するという目標に対し、我が国関係機関と連絡・連携をとりながら法人の</p>	

外国資料収集委員会の委員等がロシア連邦、モンゴル共和国及びカザフスタン共和国のそれぞれの公的機関を直接訪問し、協力関係の構築を図ることに努め、外国資料を入手できたことから、「目標を十分達成した」といえる。

「必要性」

戦後強制抑留者の労苦の実態を解明するには、労苦に関連する関係資料を保有する外国の関係機関との友好的かつ連携強化を図る必要がある。

「効率性」

労苦に関連する関係資料を収集するには資料の所在調査が必要であり、それらの情報収集を実施するためには、ロシア連邦等の関係機関との関係を強化し、協力関係の構築を図ることが効率的である。

「有効性」

労苦の実態を解明するには、それらの関係資料を保有する関係機関との友好的かつ連携強化を図ることが有効な有効である。



以外の残余の積立金 713 百万円については、同年 7 月に国庫納付した。

■当該項目の評価(AA~D)

A

■ 評価結果の説明

運用資金の安全かつ適切な運用を行うとの目標に対し、金利の動向を見極めつつ、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、毎年度事業に必要な運用収入を確保している。

また、運用資金の管理面においては、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。

さらに、監査法人の監査報告書においても、財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示し、利益処分案も法令に適合しているものとされていることから、「目標を十分達成」したと認められる。

利益剰余金 943 百万円については、会計原則に従って適切に処理されていると認められる。なお、そのうち、国庫納付に適さない入居ビルの敷金等以外の積立金 713 百万円については、平成 20 年 7 月に国庫納付されており、適切に処理されていると認められる。

「必要性」

法人の業務運営に必要な経費の財源を得るために政府から出資された運用資金は、その安全確実な運用に努めなければならないものであり、内部牽制等の諸制度を確実に機能させ、今後も健全な財務運営に意を用いるべきである。

「効率性」

法人に許されている運用範囲の中で、安全、かつ高利回りで効率的に運用する必要がある。

「有効性」

運用資金の適正な管理・運営は、法人の業務運営に必要な財源確保に関するものであり、ひいては、国民負担の軽減に資するものであることから、効率的な業務運営にとって有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）（案）

中期計画の該当項目	第 4 短期借入金の限度額 第 5 重要な財産の処分等に関する計画 第 6 剰余金の使途
<b>■中期計画の記載事項</b>	
<p>第 4 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額を 1 億円とする。短期借入金が想定される理由は運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。</p> <p>第 5 重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。</p> <p>第 6 剰余金の使途</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別企画展等の充実</li> <li>2 入館者サービス、状況提供の質的向上のための整備の充実</li> <li>3 関係資料の充実</li> <li>4 調査研究の充実</li> <li>5 広報の充実</li> </ol>	
<b>■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果</b>	
小 項 目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
第 4 短期借入金の限度額	借入の実績はない。
第 5 重要な財産の処分等に関する計画	重要な財産の処分等はない。
第 6 剰余金の使途	該当はない。
<b>■当該項目の評価(AA～D)</b>	—
<b>■評価結果の説明</b>	
<p>「必要性」</p> <p>「効率性」</p> <p>「有効性」</p>	

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）（案）

中期計画の該当項目	第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1.施設及び設備に関する計画
■中期計画の記載事項	
施設及び設備に関する計画はない。	
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果	
小 項 目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
	該当はない。
■当該項目の評価(AA～D)	—
■評価結果の説明	
「必要性」	
「効率性」	
「有効性」	



**【外部研修】**

- ①15年度 : 金融経済セミナー、新公共経営・政策評価フォーラム
- ②17年度 : 新入社員等防災研修会、行政機関等個人情報保護セミナー、平成17年度評価・監査中央セミナー  
公会計監査フォーラム
- ③18年度 : 新入社員等防災研修会、職員相談員実務研修会、平成18年度評価・監査中央セミナー  
公会計監査フォーラム、情報公開・個人情報保護制度運営に関する説明会
- ④19年度 : 新入社員等防災研修会、情報公開・個人情報保護制度運営に関する研修会、関東地区行政管理・評価セミナー

**(2) 人事に関する指標**

期初年度の常勤職員数19人を19年度に1名削減し、期末年度の常勤職員数は18人となった。

特別記念事業の開始に係る準備業務、事務所及び平和祈念展示資料館の移転に係る業務、書状等贈呈事業の終了に伴う駆け込み申請者の急増など課題が山積し、業務量が大幅に増加する中、人員を増加することなくこれらの業務を遂行した。

また、組織のフラット制の適正な運用を図るため、業務の繁忙に対応するため職員の併任発令を行い、限られたマンパワーを有効に活用すること等により、行政改革の重要方針に沿った効率的・弾力的組織運営を行った。

なお、中期目標の期間中の人件費総額見込み950百万円であったが、この中期計画期間中の人件費総額は908百万円であり目標を達成している。

人件費

単位：百万円

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
人件費	112	200	197	201	198	908

**■当該項目の評価(AA~D)**

A

**■評価結果の説明**

この中期計画期間中の人事については、計画の基づき、研修の実施、人員削減、人件費についても着実に実施しており、「目標を十分達成した」といえる。



「必要性」

効率的な業務運営を進めるには、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することが必要であり、そのために研修を計画的に実施する必要がある。

「効率性」

業務の運営には、必要に応じ機動的に組織運営ができる枠組みの適切な運用、職員間の時期的な業務の繁閑を解消し、最大限のマンパワーを引き出すなど効率の良い人員配置によりが求められる。また、研修による職員の意識や能力向上は、業務の効率化に資するものと認められる。

「有効性」

研修により職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で有効な施策である。  
また、限られた人員を適正に配置し、弾力的な組織運営を行うことにより、業務の質を低下させることなく国民サービスとして有効な施策を推進していくことが求められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）（案）

中期計画の該当項目	第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. その他業務運営に関する事項
■中期計画の記載事項	
(1) 環境対策 環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。	
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果	
小 項 目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
(1)環境対策	<p>環境に与える影響に配慮した業務運営を行うという目標に対し、国が策定した「環境物品等の調達を推進を図るための方針」に基づき、物品及びサービスの調達を継続的に実施するとともに、「環境方針」を策定し環境に対する取組を全役職員に周知徹底し、常に節電、LANの活用によるペーパーレス化、廃棄物の分別収集、リサイクル製品の活用などを心がけた。</p> <p>なお、各事業年度における環境に配慮した物品の調達目標に対する実績は、次のとおりである。</p> <p>【15 年度】 調達した全 27 品目中 26 品目が目標の 100%を達成（達成実績率 99.6%）した。</p> <p>【16 年度】 調達した全 49 品目において目標の 100%を達成した。</p> <p>【17 年度】 調達した全 42 品目において目標の 100%を達成した。</p> <p>【18 年度】 調達した全 30 品目において目標の 100%を達成した。</p> <p>【19 年度】 調達した全 41 品目において目標の 100%を達成した。</p>
■当該項目の評価(AA～D)	A
■評価結果の説明 環境に与える影響に配慮した業務運営を行うという目標に対し、国が策定した「環境物品等の調達を推進を図るための方針」に基づき、環境	

に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に実施するとともに、「環境方針」を策定し環境に対する取組を全役職員に周知徹底し、常に環境を心がけたことから「目標を十分達成した」と認められる。

#### 「必要性」

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、環境には常に配慮して業務を運営する必要がある。

また、環境保全に対する法人の理念・取り組みを「環境方針」として対外的に表明することは、法人として必要な姿勢である。

#### 「効率性」

環境に関する達成状況を的確に評価することを可能とするため、消費電力量などを常に把握するなど環境に配慮した業務運営を行うことにより、業務を効率的に遂行することが求められる。

#### 「有効性」

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」においては、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」旨規定されているため、今後とも、表明した環境方針のもと、環境に配慮した製品の使用の一層の推進、リユースやリサイクルの推進等に積極的に取り組むことは有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）（案）

中期計画の該当項目	第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. その他業務運営に関する事項
■中期計画の記載事項	
(2) 危機管理 常設のする展示資料館における危機対応マニュアルを作成等危機管理体制の整備を行う。	
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果	
小 項 目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
(2) 危機管理	<p>危機管理体制の整備を行うという目標に対し、危機管理対応マニュアルを(平成 15 年 10 月 1 日理事長決定)を作成し、平和祈念展示資料館がある住友ビル全館の訓練に併せて訓練を実施した。 なお、各事業年度の実績は、次のとおり。</p> <p>【15 年度】</p> <p>① 平和祈念展示資料館における自然災害、人為災害及び事故等が発生した場合に備え、「平和祈念展示資料館危機対応マニュアル」を作成した。このマニュアルは、火災・災害時における職員個々人の役割を明確にし、防火・防災に関する意識の向上を図るため、新たに消防計画を策定し、火災のみならず、地震等の災害が発生した場合にも対応できるよう体制を整備した。</p> <p>【16 年度】</p> <p>① 住友ビル全館の防火防災訓練に併せて、職員全員の参加により、防護訓練、自衛消防隊編成訓練、消火訓練及び避難訓練を実施した。とりわけ自衛消防隊編成訓練においては、災害時における職員個々の役割分担を確認し、発生時に速やかに行動できるよう体制の充実を図った。</p> <p>② また、法人の自主訓練として、自衛消防隊の活動が一層実効的なものとなるよう自衛消防隊に課せられた任務を総合的に行うとともに、その反省を踏まえ各隊において部分訓練を行った。訓練に加え、防火・防災教育もその重要性が高まっていることに鑑み、職員各自において自主防火管理チェックを行った。</p> <p>③ 上記訓練以外にも新規転入者を中心に防火研修会に参加させた。</p> <p>④ テロに対する備えを万全にしておくため、警視庁等による説明会に積極的に参加した。</p> <p>⑤ 新宿消防署の指導の下、火災予防運動の一環として、自衛消防隊の消火係による実際の消火器を使った訓練も行った。</p> <p>⑥ 10 月東京に接近中の大型台風に対する備えを万全にしておくため、役職員に対し危機対応マニュアルの徹底</p>

を図り、平和祈念展示資料館来館者の安全確保を最優先とするなど、当日混乱が生じないよう事前に役職員の連絡体制、対処方策等対応を確認の上、準備した。これにより、台風に関する職員の意識向上が図られた結果、土曜日で休日勤務体制にもかかわらず特段の問題は発生せず、無事に平和祈念展示資料館の運営を行うとともに、職員の安全を確保することができた。

【17年度～18年度】

16年度の①～③

【19年度】

① 16年度の①～③

② 総務省第2庁舎自衛消防訓練と同時に防火訓練を実施した。

■当該項目の評価(AA～D)

A

■評価結果の説明

危機管理体制の整備を行うという目標に対し、危機管理対応マニュアルを(平成15年10月1日理事長決定)を作成し、平和祈念展示資料館がある住友ビル全館の訓練等に併せて訓練を実施していることから、「目標を十分達成した」と認められる。

「必要性」

資料館には不特定多数の者が入館するので、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは必要である。

「効率性」

訓練の実施により職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは、災害防止や被害減少につながり、効率的な業務運営に資するものである。

「有効性」

資料館には不特定多数の者が入館するため、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは災害発生時の被害を最小化するためには有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の中期目標期間実績に関する項目別評価調書（平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）（案）

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. その他業務運営に関する事項
■中期計画の記載事項	
(3) 職場環境 メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。	
■平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までの 4 年 6 月間における小項目ごとの実施結果	
小 項 目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
(3) 職場環境	<p>メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行うという目標に対し、相談窓口の開設、指針の周知など問題発生を未然に防ぐための管理体制を整備していること、この計画期間中問題が発生していないことから、「目標を十分達成した」といえる。</p> <p>なお、各事業年度の実績は次のとおり。</p> <p>【15 年度】</p> <p>① メンタルヘルス相談窓口を開設。</p> <p>② セクシャルハラスメントについては、指針を策定（15 年 10 月 1 日理事長決定）し、セクシャルハラスメントに迅速に対応するため、同問題に対する相談員を置くなど管理体制を整備した。</p> <p>【16 年度】</p> <p>① 職員全員に対しメンタルヘルスチェックシートを配布するなど、職員の心のトラブルに配慮した。</p> <p>② セクシャルハラスメントについては、指針の理解浸透を図るため、職員に周知させ、管理を徹底するなど問題発生 of 未然防止に努めた。</p> <p>【17 年度～現在】</p> <p>メンタルヘルス相談窓口及びセクシャルハラスメントの防止に関する指針を職員に周知するなど日常の管理体制を徹底することにより、今期、相談窓口に寄せられた相談、苦情等はなかった。</p> <p>【18 年度】</p> <p>担当者の知識習得を図るため、相談の担当係を外部研修へ派遣した。</p>

■当該項目の評価(AA~D)

A

■評価結果の説明

メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行うという目標に対し、相談窓口の開設、指針の周知など問題発生を未然に防ぐための管理体制を整備していることから、「目標を十分達成した」と認められる。

「必要性」

職場環境を適正なものに保つため、その管理に必要な指針の策定、管理体制の整備は、必要な施策である。

「効率性」

職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営に資するものである。

「有効性」

職場環境を適正なものに保つため、職員の相談窓口を設置することは、有効な施策である。